

京都市生活安全条例

平成 11 年 3 月 25 日

条例第 68 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、本市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策(以下「生活安全施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(本市の責務)

第 2 条 本市は、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次の各号に掲げる生活安全施策を実施しなければならない。

- (1) 安全に関する事業者、市民及び観光旅行者等の意識の啓発
- (2) 安全の確保に関する市民の自主的な活動の支援
- (3) 安全な地域づくりのための環境の整備
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪及び事故を防止するために必要な措置を講じるとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全に関する活動に取り組むとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

(生活安全基本計画)

第 5 条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画(以下「生活安全基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(生活安全施策審議会)

第 6 条 生活安全施策に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市生活安全施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第 7 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員は、再任されることができる。

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第10条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(生活安全施策推進協議会)

第11条 本市が実施する生活安全施策について、本市、関係団体及び関係行政機関が相互に連携し、及び協力することにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市生活安全施策推進協議会を置く。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

京都市生活安全条例施行規則

(審議会の庶務)

第1条 京都市生活安全施策審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月8日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都市生活安全施策審議会委員名簿

敬称略，五十音順

石丸 洋	京都府警察本部交通部長
石本 郁雄	京都市少年補導委員会副会長
井上 摩耶子	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
宇津 克美	京都商店連盟会長
北村 昌子	京都市PTA連絡協議会常任理事
坂根 剛	京都府警察本部生活安全部長
佐藤 知章	市民公募委員
澤井 早和乃	京都市保護司連絡協議会顧問
菅原 邦美	情報モラル市民インストラクター
鈴木 日菜	市民公募委員
高岡 宏行	京都市市政協力委員連絡協議会代表副幹事
土屋 健弘	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事
土山 希美枝	龍谷大学政策学部教授
椿原 正人	京都市防犯推進委員連絡協議会会長
成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長
三木 澄子	NPO法人京都消費生活有資格者の会理事
森廣 伸一	京都市地域生徒指導連合会会長
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員
山田 和夫	京都市老人クラブ連合会副会長

(任期は，令和元年5月14日まで)

第 2 次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】

京 都 市

目次

第1章	はじめに	2
1	趣旨・計画位置付け	2
2	対象範囲	3
3	計画期間	3
第2章	計画の見直し	4
1	見直し趣旨	4
2	見直し背景	5
(1)	成果指標の推移	5
(2)	犯罪発生（刑法犯）認知件数に関する数値の推移	6
(3)	市民アンケート調査	7
3	見直し視点	8
(1)	成果・課題	8
(2)	3つの見直し視点	8
第3章	基本的な考え方	9
1	将来像	9
2	平成32年度までの目標	9
3	基本的な考え方	10
(1)	自らを守る意識の高揚	10
(2)	連携ネットワークの充実	10
(3)	区が共汗でバックアップ	10
4	重点戦略	11
(1)	生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化 ～共助を高める～	11
(2)	生活安全を切り口とした、地域活動の活性化 ～地域の防犯等を定着させる～	11
(3)	NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携 ～多様な人材を取り入れる～	11
第4章	生活安全の取組方向（行政、市民、事業者）	12
1	啓発・担い手育成	13
2	市民の自主的活動	13
3	対象別安全施策	14
①子ども・若者 ②高齢者 ③女性 ④障害のある人 ⑤観光旅行者など		
4	交通安全	17
5	被害者支援	18
6	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	18
7	犯罪や事故発生時の緊急体制	19
第5章	計画の推進及び進化	20
1	計画の推進	20
2	計画の進化	20

第1章 はじめに

1 趣旨・計画位置付け

(1) 趣旨

京都の歴史が育んだ地域コミュニティの希薄化などにより、地域における自主的な防犯組織の結束力や事故防止機能が低下したことなどを踏まえ、京都市生活安全条例が平成11年4月に施行されました。

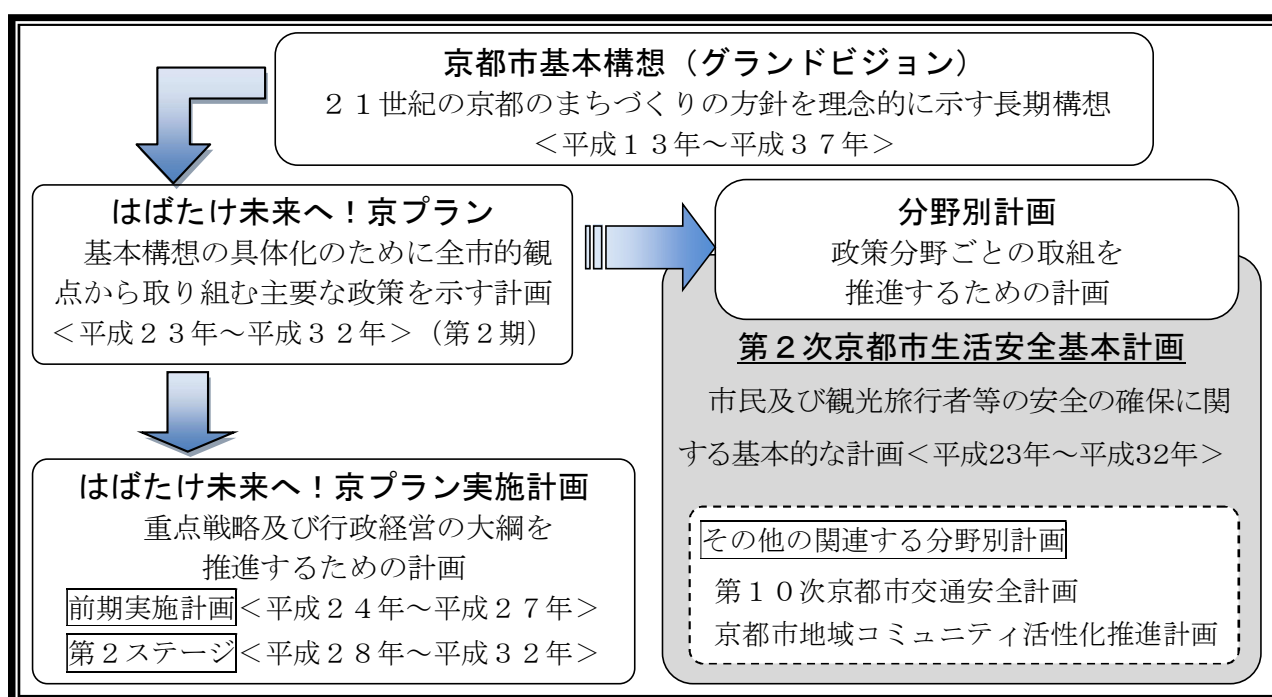
この条例は、犯罪や事故を防止するための、京都市、事業者や市民の皆様が果たすべき責務を規定し、併せて総合的、計画的に施策を推進することによって、市民や観光旅行者などが安心して生活、滞在できる安全な地域社会を実現することを目的としています。

本計画は、この条例で策定が義務付けられている、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための、「市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画」であり、この条例に基づく2回目の計画になります。

(2) 計画位置付け

京都市政の基本方針である京都市基本構想を具体化するため、10年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を平成22年12月に策定し、10年後に目指すべき京都の姿として6つの京都の未来像を掲げています。

そして、本計画は、この「はばたけ未来へ！京プラン」のうち、政策分野ごとの方針を示す「政策の体系」の政策分野5「市民生活の安全～地域が支え合う、だれもが安心してらせるまちをめざす～」を具体化する分野別計画の一つとして、位置付けています。



2 対象範囲

防犯・事故防止

本計画の対象範囲は、犯罪と事故の防止とします。

なお、今後の市民生活や社会情勢の変化などにより、この範囲を変更する必要がある場合には、変更を検討していきます。

また、生活安全施策の具体的な実施に当たっては、火災や地震などの災害、環境保全、労働災害といった、別に体系化されている政策分野の関係団体・機関とも十分連携し、例えば生活安全に関する補助金を他の分野の取組にも適用するなど、協力しながら一体となって推進していきます。

3 計画期間

平成23～32年度の10年間

本計画の期間は、上位の計画である京都市基本計画の期間と合わせ、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、計画期間内に、計画を変更する必要がある場合には、生活安全施策審議会の意見を聴いたうえで変更します。

本計画に掲載している、犯罪発生（刑法犯）認知件数、交通事故による死者数・死傷者数の数値については、京都府警察統計資料及び京都市主要統計資料から引用しています。

第2章 計画の見直し

1 見直し趣旨

平成23年の計画策定以降、地域における犯罪や事故を未然に防止することを目的に、取組の方向性を記載している本計画に基づき、様々な生活安全施策を推進してきました。

具体的な生活安全に関する事業を実施するため毎年度策定している「京都市生活安全実施計画」では、平成23年度は70事業であった掲載事業数が、平成28年度には83事業と、年々事業数が増加し、着実に生活安全施策を実施しています。

また、生活安全施策に関連する条例である「京都市犯罪被害者等支援条例（平成23年4月施行）」、「京都市暴力団排除条例（平成24年4月施行）」、「京都市交通安全基本条例（平成25年7月施行）」、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（平成27年4月施行）」を制定してきました。

さらに、平成26年7月には、本市と京都府警察が協定を締結し、市民の皆様、京都市、京都府警察等との連携の下、京都ならではの地域力・人間力を最大限活かした「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」などの新たな取組とも連携しています。

こうした取組を進めるなかで、成果指標として掲げた10年後（平成32年）の目標である「犯罪発生（刑法犯）認知件数」等を前倒しで達成するなど、一定の成果が見られる一方、性犯罪が依然として発生しており、また、特殊詐欺の多発、SNS（インターネット上でコミュニケーションを取り合えるサービス）の普及など、市民の皆様を取り巻く情勢が変化している状況にあります。

そして、平成23年の本計画策定時において、計画の進化として、『成果指標の進捗状況なども踏まえ、注力すべき取組を柔軟に変更するとともに、社会経済情勢の変化や将来像の実現に向けた戦術の変更などにより目標値も柔軟に見直す』と掲げていたことから、計画の見直しを行うこととしました。

なお、見直しに当たっての基礎資料として、日々の安心安全な暮らしを実感しているかどうかや、地域による防犯・事故防止への考え方など、市民の皆様の意識やニーズを探るため、市民アンケート調査を平成27年度に実施しました。

市民アンケート調査概要

＜調査目的＞ 計画の見直しに向けた基礎資料

＜調査対象者＞ 20歳以上の京都市民3,000人（無作為抽出）

＜回収状況＞ 回収数1,401件（回収率46.7%）

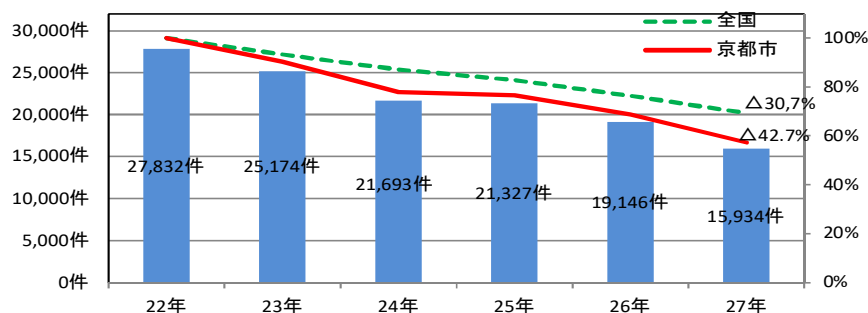
＜調査分野＞ 『犯罪や迷惑行為に関する安心・安全』、『事故に関する安心・安全』、『犯罪・事故の被害者支援』、『地域による防犯・事故防止』、『安心・安全を実現するための総合的な取組』

2 見直し背景

(1) 成果指標の推移

① 犯罪発生（刑法犯）認知件数

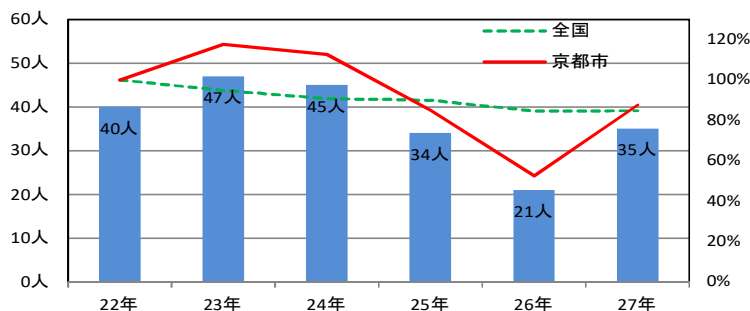
- 平成32年までの目標値『2万件台半ば』を前倒しで達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、11,898件（約43%）減少。
- 平成27年の15,934件は、継続して行政区別の統計を取り始めた昭和62年以降で一番少ない。
- 全国的に減少傾向が見られるなか、全国より減少率大きい。



折れ線グラフは、平成22年を基準とした減少率

② 交通事故による死者数

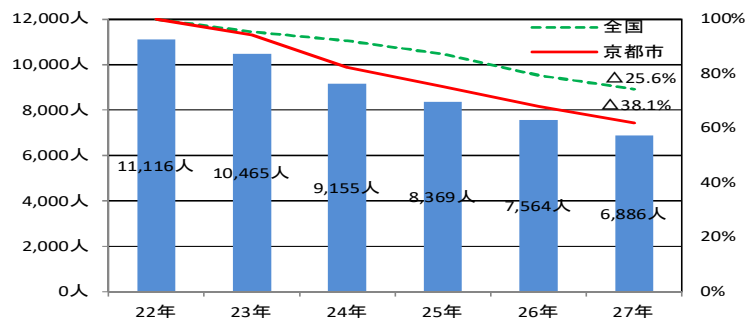
- 平成32年までの目標値『25人以下』は、未達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、5人（約13%）減少。
- 平成26年は、21人であり、一度目標値を達成。



折れ線グラフは、平成22年を基準とした減少率

③ 交通事故による死傷者数

- 平成32年までの目標値『8,400人以下』を前倒しで達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、4,230件（約38%）減少。
- 全国的に減少傾向が見られるなか、全国より減少率大きい。

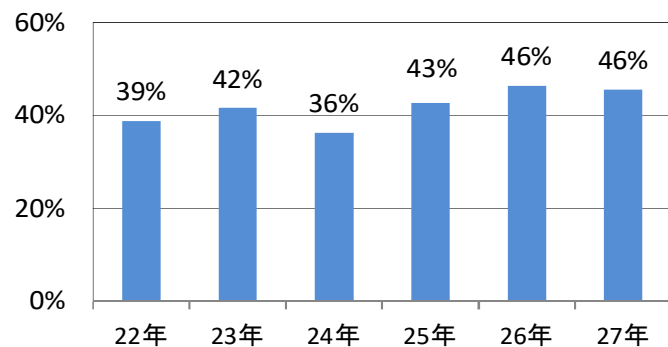


折れ線グラフは、平成22年を基準とした減少率

④ 「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合

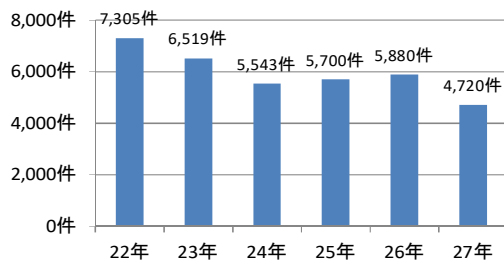
- 平成32年までの目標値『50%以上』は、未達成。
- 平成22年（計画策定前）と比較して、7%増加。

出典：京都市市民生活実感調査



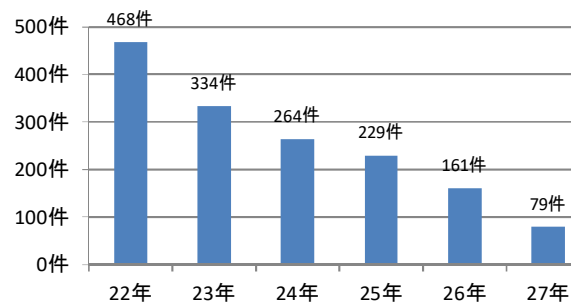
(2) 犯罪発生（刑法犯）認知件数に関する数値の推移

① 自転車盗



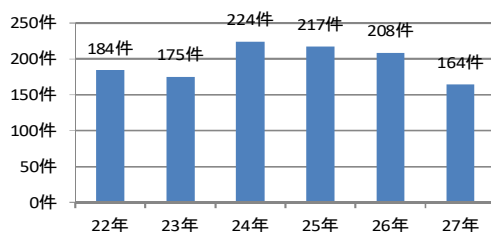
- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、2,585件（約35%）減少。
- 平成27年は、刑法犯認知件数全体（15,934件）の、約3割を占めている。

② ひったくり



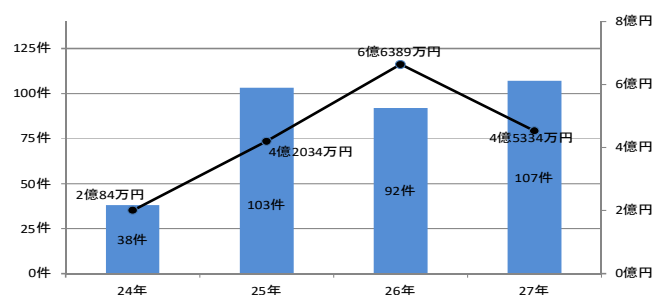
- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、389件（約83%）減少。
- 平成22年と平成27年を比較した、刑法犯認知件数全体の減少率（約43%）を上回る減少率（約83%）。

③ 性犯罪



- 平成22年（計画策定前）と比較して、平成27年は、20件（約11%）減少。
- 概ね200件前後を推移している。
- 当該数値は、刑法上の性犯罪（強姦、強制わいせつ、公然わいせつ）を計上している。

④ 特殊詐欺



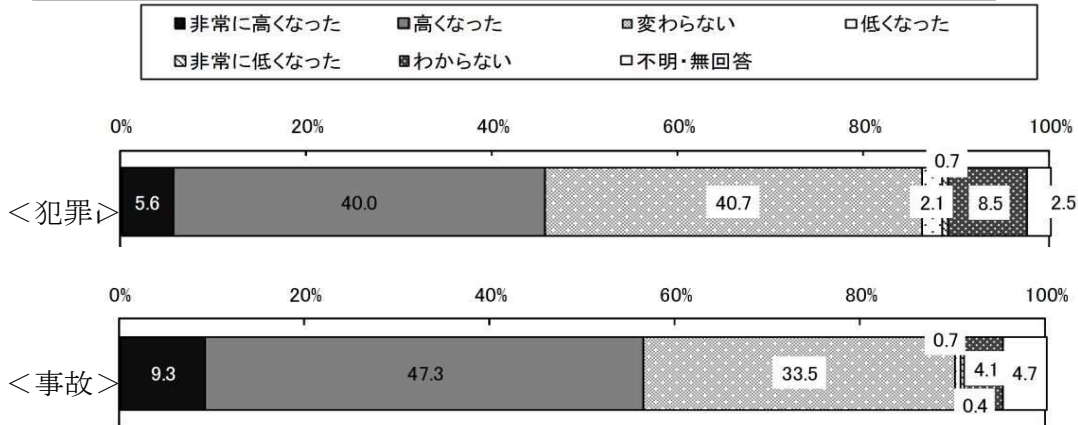
- 特殊詐欺認知件数は、増加傾向にある。

※金額は、被害金額

(3) 市民アンケート調査の結果（主な内容）

① 犯罪・事故にあう可能性

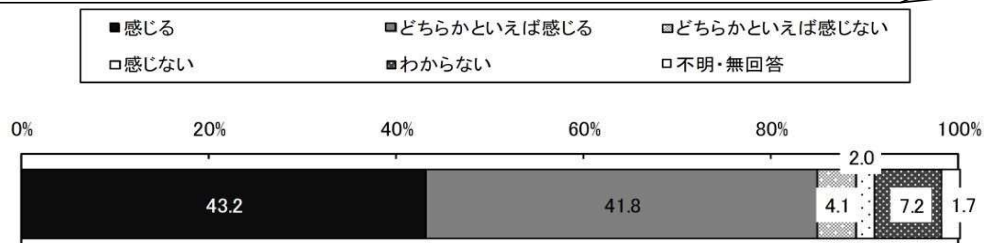
質問内容：あなたやあなたの家族が犯罪又は事故にあう可能性について、どのように感じですか。



- 両結果ともに、「非常に高くなった」「高くなった」「変わらない」が全体の8割を超えている。

② 地域で防犯・事故防止面での協力の必要性

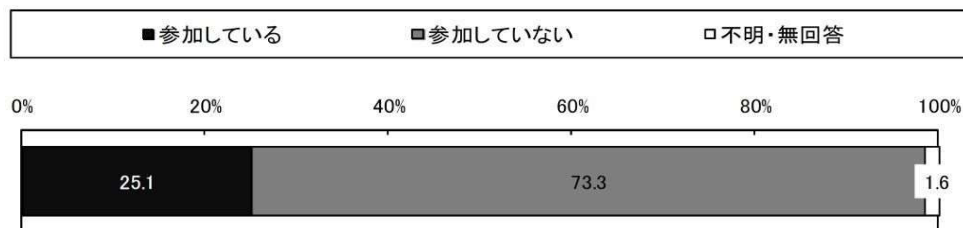
質問内容：地域（自治会・町内会など）の人々が防犯・事故防止面で協力する



- 「感じる」「どちらかといえば感じる」の回答割合が全体の8割を超えている。

③ 地域の防犯活動への参加

質問内容：地域（自治会・町内会など）の人々による防犯・事故防止面の活動に参加していますか。



- 地域の防犯活動に参加していると回答した方は、約25%にとどまる。

3 見直し視点

(1) 成果・課題

見直し背景から犯罪発生（刑法犯）認知件数及び交通事故による死傷者数が大きく減少し、成果指標を前倒しで達成するなど、取組の成果が出ていますが、市民アンケート調査では、犯罪や事故にあう可能性が高いと感じる市民の割合が多く存在しているなど、取組の成果が市民の皆様の安心安全の実感に必ずしも繋がっていません。

また、市民アンケート調査で、防犯・事故防止面で地域が協力する必要性を感じている市民の割合が8割を超えており、「自らのまちは、自らで守る」という京都ならではの高い防犯意識が見受けられますが、地域の防犯活動に参加している市民は、3割に満たない状況であり、実際の活動に結びついていない状況があります。

(2) 3つの見直し視点

見直しの背景や、成果・課題を踏まえ、3つの視点で見直しを行います。

見直し視点	内容
①成果指標の見直し	前倒しで達成している成果指標については、新たな目標値を設定し、「犯罪や事故が少ないまち」の実現に向け、さらに生活安全施策を推進します。
②市民の安心感の醸成	犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故による死傷者数の全体件数減少だけにとらわれることなく、子どもや高齢者、女性の安心安全対策を重視します。
③地域防犯活動の参加促進	地域コミュニティの活性化を推進するとともに、学生やNPOなどあらゆる主体の地域防犯活動の参加を促すなど、新たな担い手の創出に向けて取り組みます。

第3章 基本的な考え方

1 将来像

「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」

本計画の目指す将来像は、上位の計画である京都市基本計画の政策分野5「市民生活の安全」の「みんなでめざす10年後の姿」も踏まえ、「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」とします。

2 平成32年度までの目標

本計画を十分機能させるために、抽象的な将来像だけではなく、市民の皆様が理解しやすい目標を設定することが重要であることから、4つの象徴的な指標を設定します。

指標	指標説明	現況	平成32年度までの目標値
犯罪発生(刑法犯)認知件数	発生を認知した刑法犯罪の件数	15,934件	15,000件以下
交通事故による死者数	交通事故発生から24時間以内の死者数	35人	20人以下
交通事故による死傷者数	交通事故によって負傷し、治療を要する者の数	6,886人	5,200人以下
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	指標名のとおり	46%	50%以上

<出典>

『犯罪発生(刑法犯)認知件数』：京都府警察統計資料

『交通事故による死者数』及び『交通事故による死傷者数』：京都市主要統計

『「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合』：京都市市民生活実感調査

<参考：計画策定時の目標値と平成27年度の達成状況>

指標	目標値	達成状況
犯罪発生(刑法犯)認知件数	2万件台半ば	達成
交通事故による死者数	25人	未達成(一度だけ達成)
交通事故による死傷者数	8,400人	達成
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	50%以上	未達成

3 基本的な考え方

将来像の実現を目指して3つの基本的な考え方を示します。

①自らを守る意識の高揚	生活安全の出発点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守っていく」です。 そのため、「自らを守る意識の高揚」を、基本的な考え方の1つ目とします。
②連携ネットワークの充実	市民の皆様、地域団体（自治会など）、事業者が互いに連携したうえで、区役所・支所、学校などの関係機関とも連携しながら、一体として生活安全活動に取り組む必要があります。 そして、『学区の安心安全ネットワーク』が市内全学区で立ち上がり、『世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動』において、行政区毎に推進組織が立ち上がるなど、ネットワークの広がりが見られることから、これらを更に推進するために「連携ネットワークの充実」を、基本的な考え方の2つ目とします。
③区が共汗でバックアップ	連携ネットワークの活動に対して、生活安全に関する補助金を「地域の安心・安全」の観点から防犯や事故防止以外の取組も対象とし、区役所・支所、学校、警察署や消防署などが行政の縦割りを克服し、融合・連携を図るなど、区役所・支所が共汗でバックアップする必要があります。 このため、「区が共汗でバックアップ」を、基本的な考え方の3つ目とします。

<広がる地域における連携ネットワーク>

「学区の安心安全ネットワーク」

地域における安心・安全の様々な問題に対して、市民の皆様、地域団体、事業者が連携し、また、区役所、学校、警察署などの関係機関とも連携したネットワークで取り組む、小学校区又は元学区単位で構築されたネットワーク組織であり、市内全学区で立ち上げています。

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

京都市と京都府警察が平成26年7月に協定を締結し、「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれる おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、京都ならではの地域力・人間力を最大限活かした市民ぐるみの運動を推進しています。

具体的には、各行政区に、市民、区役所、警察署等から構成される「区推進組織」を設置し、地域の特性、課題等に応じた行政区ごとの犯罪防止等の取組を行っています。

そして、平成28年度から全行政区において取組を展開しています。

4 重点戦略

将来像を実現するために重点的に取り組むべき3つの戦略を次のとおり設定します。

①生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化 ～共助を高める～
市民の皆様自らが生活安全に関する知識を理解し、市民の皆様や地域団体などが一体となって、地域の安全のために幅広く活動する自主的活動は、犯罪や事故を未然に防止するうえで必要不可欠です。京都では、地域団体が様々な活動に取り組んでおり、こうした「地域力」、「人間力」は、京都が全国に誇る財産でもあります。 一方で、居住形態・生活様式の変化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、地域住民の繋がり希薄化や地域力の低下が懸念されています。 このため、「生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化」を第1の重点戦略として、分野別計画である「地域コミュニティ活性化推進計画」などとも緊密に連携し、地域コミュニティの活性化を図り、共助を高めていきます。
②生活安全を切り口とした、地域活動の活性化 ～地域の防犯等を定着させる～
京都市では、地域における防犯や交通安全をはじめ、子どもの安全、防災、地域福祉など様々な問題に対し、市民の皆様、地域団体、事業者が連携し、また、区役所・支所、学校、警察署などの関係機関とも連携した「学区の安心安全ネットワーク」を市内全学区で立ち上げ、地域の実情に応じた取組を推進しています。 この取組は、地域の安心安全はもとより、福祉や子育てを含め、様々な分野での地域のネットワークが広がり、地域コミュニティの活性化にも繋がっています。 今後とも、こうした取組が定着し、さらに発展するために必要な人的、財政的支援を継続する必要があります。 このため、「生活安全を切り口とした、地域活動の活性化」を第2の重点戦略として、学区の安心安全ネットワークが行う地域の防犯等の定着を図ります。 なお、取り組みに当たっては、行政区単位で市民ぐるみで取り組む「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」と連携を図るなど、他の取組とも融合を図り効果的に実施することとします。
③NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携 ～多様な担い手と連携する～
地域団体が、多様な分野で活躍するNPOなどの市民活動団体と連携して地域課題の解決に取り組むことや、京都府警察が創設した自主防犯活動に参加を希望する大学生を対象とした、学生防犯ボランティア登録制度（愛称「ロックモンキーズ」）に登録した学生と連携して防犯活動に取り組むことは、地域の防犯活動の強化に繋がることから、このような活動を維持、発展させていくことは、今後、生活安全を推進するうえで重要です。 このため、「NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携」を第3の重点戦略として、積極的に、多様な担い手と連携することを目指していきます。

第4章 生活安全の取組方向

1 市民ぐるみで生活安全施策を推進

京都市生活安全条例では、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを掲げているとともに、本市、事業者及び市民の皆様が果たすべき責務を規定しています。

京都市の責務

本市は、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次の生活安全施策を実施しなければならない。

- 事業者、市民及び観光旅行者等の安全に関する意識の啓発
- 安全の確保に関する市民の自主的な活動の支援
- 安全な地域づくりのための環境の整備
- 生活安全条例の目的を達成するために必要な施策の推進

事業者の責務

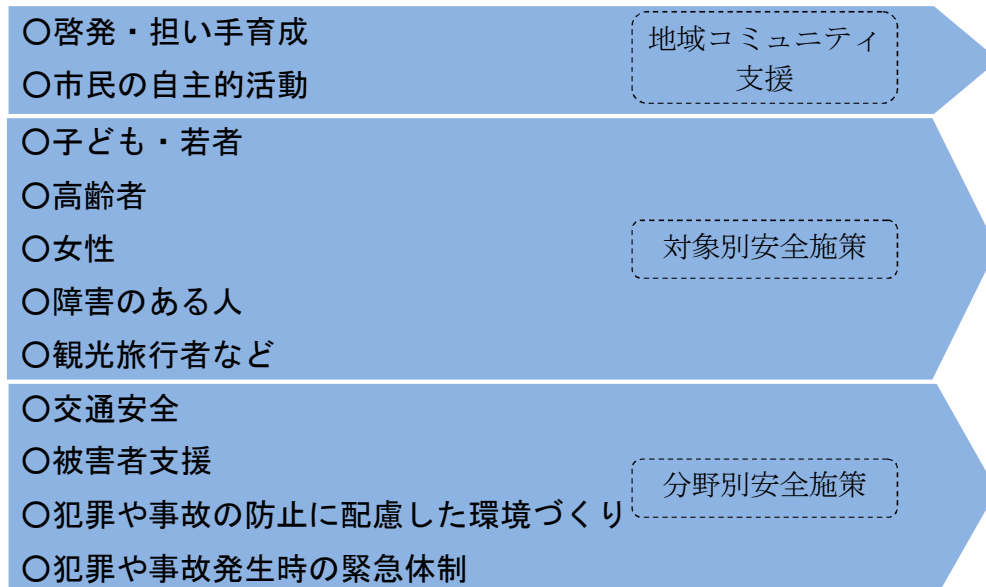
事業者は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪及び事故を防止するために必要な措置を講じるとともに、京都市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

市民の責務

市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全に関する活動に取り組むとともに、京都市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

将来像の実現に向けて、本市はもちろん、事業者や市民の皆様が一体となって市民ぐるみで生活安全施策を推進することが求められます。

具体的には、生活安全の取組方向を定め、市民ぐるみで取り組みます。



2 生活安全の取組方向

各分野における趣旨や取組例を示します。

※取組例の記号・・・「◎：本計画への初掲載事業」「○：本計画への継続掲載事業」

(1) 啓発・担い手育成

- 市民や観光旅行者など一人一人が生活安全に関する知識を持ち「自らを守る意識を高める」ための啓発活動を行う。
- 地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、リーダーとなる担い手の育成やNPOなど多様な担い手を確保するよう努める。

＜京都市の取組事業＞

- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）
- NPOなどによる防犯・交通安全出前講座（文化市民局）
- 京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動（文化市民局）
- 生活安全に関する講習会・研修会（文化市民局）
- 市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進（文化市民局）
- 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進（文化市民局）
- ◎ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進（文化市民局）
- 地域コミュニティ活性化策の推進（文化市民局）
- ◎ 地域団体とNPO法人の連携促進事業（文化市民局）
- 消費者教育・消費者相談事業
（消費者教育の推進，消費生活情報の発信，消費生活相談など）（文化市民局）
- 外国籍市民への情報提供（総合企画局）
- 医療通訳派遣事業（総合企画局）
- 行政サービス利用等通訳・相談事業（総合企画局）
- 薬物乱用防止啓発事業の推進（保健福祉局）
- 放火火災防止対策の推進（消防局）
- 子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機等）利用に関わる教育支援・啓発（教育委員会）

＜市民の取組方向例＞

- 生活安全に関する知識の習得，防犯訓練の実施や参加
- 家庭をはじめ各地域でのあいさつ運動や見守り活動

＜事業者の取組方向例＞

- 従業員への生活安全に関する知識の習得，啓発活動の推進，防犯訓練の実施や参加
- 挨拶運動や見守り活動

(2) 市民の自主的活動

地域コミュニティの力を一層高めるため，防犯や事故防止など地域の安心安全に関わる様々な課題に取り組む自主的活動に対して，必要な支援を行う。

＜京都市の取組事業＞

- 学区の安心安全ネット継続応援事業
（補助金，防犯活動支援物品（防犯用具）の貸出し）（文化市民局）
- 学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発（文化市民局）
- NPOなどによる防犯・交通安全出前講座（文化市民局）＜再掲＞
- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（文化市民局）

- 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）
- ◎ いきいき市民活動センターの運営（文化市民局）
- 市民活動総合センターの運営（文化市民局）
- 野生鳥獣対策（文化市民局、産業観光局）
- 「輝く学生応援プロジェクト」の展開（総合企画局）
- ◎ 水道水で花いっぱい取組（上下水道局）
- 各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進（各区役所・支所）

＜市民の取組方向例＞

- 犯罪や事故発生危険箇所の点検パトロール、身の回りの安全を点検
- 高齢者や青少年が自主的活動に参加しやすい環境づくり
- 事業者を含めた幅広い自主的活動

＜事業者の取組方向例＞

- 市民と一体となった自主的活動

（３）対象別安全施策

対象別安全施策を実施するに当たっては、犯罪発生（刑法犯）認知件数や交通事故による死傷者数の全体件数の減少だけにとらわれることなく、子どもや高齢者、女性の安心安全対策を重視することで市民の安心感の醸成にも繋げていきます。

また、これまで取り組んできた対象別の事業について、例えば、「子ども・若者」と「障害のある人」の両方の取組が必要となるような複合的に関連し合う事案もあることなどから、生活安全という横串を刺すことで、重層的な安全施策を展開ができるよう取り組んでいきます。

なお、本計画の改定時において、

- ◆ 「乳幼児・児童・生徒」と「青少年」を「子ども・若者」に統合
- ◆ 「高齢者、障害のある人」を「高齢者」及び「障害のある人」に分割
- ◆ 「女性」の分野を新たに追加

の見直しを行い、対象別安全施策の更なる推進のため、分野の充実を図っています。

①子ども・若者

子どもの見守りなどの地域における安全対策をはじめ、学校での安全教育、虐待対策、非行防止や薬物乱用対策など、行政、地域、家庭、学校等が緊密に連携をとって、子ども・若者への施策を進める。

＜京都市の取組事業＞

- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（文化市民局）＜再掲＞
- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）＜再掲＞
- 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）＜再掲＞
- 子ども・若者総合支援事業（文化市民局）
- 有害環境の浄化活動の推進（文化市民局）

- 青少年活動センターにおける取組の推進（文化市民局）
- 子どもの虐待対策事業の充実（保健福祉局）
- 保育所における安全確保について（保健福祉局）
- 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営（保健福祉局）
- 薬物乱用防止啓発事業の推進（保健福祉局）＜再掲＞
- ◎ こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）
- ◎ 医療的ケア実施体制の整備・充実（教育委員会）
- ケータイ教室（教育委員会）
- 非行防止教室（教育委員会）
- 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進（教育委員会）
- 幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化（教育委員会）
- 通学路安全対策の推進（教育委員会）
- シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進（教育委員会）
- 子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機等）利用に関わる教育支援・啓発（教育委員会）＜再掲＞

＜市民の取組方向例＞

- 家庭をはじめ各地域での挨拶運動や見守り活動＜再掲＞

＜事業者の取組方向例＞

- 挨拶運動や見守り活動＜再掲＞
- 有害図書や玩具、刃物類、酒、煙草などの有害物への配慮

②高齢者

特殊詐欺対策などの高齢者の安全を確保していくうえで必要な知識の普及や啓発を進める。

＜京都市の取組事業＞

- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」
～特殊詐欺対策等～（文化市民局）＜再掲＞
- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）＜再掲＞
- ごみ収集福祉サービス（環境政策局）
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）
- ◎ 京都市成年後見支援センターの運営（保健福祉局）
- 高齢者・障害者権利擁護推進事業（保健福祉局）
- 緊急通報システム事業の推進（保健福祉局）
- ◎ 認知症地域支援推進員の配置（保健福祉局）
- 老人福祉員設置事業の推進（保健福祉局）
- 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業（保健福祉局）
- 徘徊高齢者あんしんサービス事業（保健福祉局）
- ◎ ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業（保健福祉局）
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（保健福祉局）
- 高齢者虐待防止事業（保健福祉局）
- ◎ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（保健福祉局）
- 建築物のバリアフリー化（都市計画局）
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）
- 交通施設のバリアフリー化の推進（都市計画局）
- ノンステップバスの導入の推進（交通局）

＜市民の取組方向例＞

- 生活安全に関する知識の習得＜再掲＞

＜事業者の取組方向例＞

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 ＜再掲＞

③女性

女性や子どもが被害にあいやすい性犯罪・性暴力対策を進める。

＜京都市の取組事業＞

- 犯罪被害者支援策の推進 （文化市民局）
- ◎ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携 （文化市民局）
- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 （文化市民局） ＜再掲＞
- 防犯カメラ設置促進補助事業 （文化市民局）
- ◎ 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進 （文化市民局）
- 配偶者等からの暴力の根絶 （文化市民局）＜再掲＞
- 子どもの虐待対策事業の充実 （保健福祉局）＜再掲＞

＜市民の取組方向例＞

- 生活安全に関する知識の習得 ＜再掲＞

＜事業者の取組方向例＞

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 ＜再掲＞

④障害のある人

犯罪や事故に遭遇する危険性が低減するよう、生活環境の向上や地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、広報啓発活動を推進する。

＜京都市の取組事業＞

- ごみ収集福祉サービス （環境政策局）＜再掲＞
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進 （保健福祉局）＜再掲＞
- 障害者虐待防止対策事業 （保健福祉局）
- ◎ 京都市成年後見支援センターの運営 （保健福祉局）＜再掲＞
- 高齢者・障害者権利擁護推進事業 （保健福祉局）＜再掲＞
- 緊急通報システム事業の推進 （保健福祉局）＜再掲＞
- 建築物のバリアフリー化 （都市計画局）＜再掲＞
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 （都市計画局）＜再掲＞
- 交通施設のバリアフリー化の推進 （都市計画局）＜再掲＞
- ノンステップバスの導入の推進 （交通局）＜再掲＞

＜市民の取組方向例＞

- 生活安全に関する知識の習得 ＜再掲＞

＜事業者の取組方向例＞

- 従業員への生活安全に関する知識の習得 ＜再掲＞

⑤観光旅行者など

観光旅行者等が気持ち良く、安心して観光し、又は滞在できるため、観光案内標識の整備など環境づくりを進める。

<京都市の取組事業>

- 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進（文化市民局，行財政局）<再掲>
- ◎ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進（文化市民局）<再掲>
- ◎ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（文化市民局）<再掲>
- 観光案内標識の整備（産業観光局）
- 京都総合観光案内所の運営（産業観光局）
- 京都観光Naviによる情報発信（産業観光局）
- 京都まちなか・えきなか観光案内所の運営（産業観光局）

<事業者の取組方向例>

- 観光旅行者等が安心して安全に観光，滞在できる環境づくり
- 繁華街の安全確保，旅館やホテルの防犯機能の強化，安全情報の提供

（４）交通安全

交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に向けて、「交通安全基本条例」等に基づき、交通安全教育の推進など、交通安全の確保に関する施策を総合的に実施する。

<京都市の取組事業>

- 交通安全啓発活動の推進（文化市民局）
- 違法駐車等防止対策事業の推進（行財政局）
- ◎ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局，建設局）
- 交通安全施設整備事業の推進（建設局）
- 道路照明灯の設置（建設局）
- 総合的な自転車政策の推進（建設局）
- 放置自動車対策の推進（建設局）
- ◎ 事故防止重点強化策（交通局）
- ◎ 事故専門防止コンサルタントによる全運転士への安全運転研修（交通局）
- ◎ 車両ヘッドライトのLED化による市バス安全運行の推進（交通局）
- ◎ こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動

<事業者の取組方向例>

- 迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動

(5) 被害者支援

犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けて、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の回復・軽減のための支援策や広報啓発など更に推進する。

<京都市の取組事業>

- 犯罪被害者支援策の推進（文化市民局）<再掲>
- ◎ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携（文化市民局）<再掲>
- 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 犯罪被害者への理解と協力

<事業者の取組方向例>

- 犯罪被害者への理解と協力

(6) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり

公共建築物等の設置の際に、防犯や事故防止の視点を取り入れ、また地域における防犯カメラの設置に対する支援など、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりに着目したハード面での対策を推進する。

<京都市の取組事業>

- 防犯カメラ設置促進補助事業（文化市民局）<再掲>
- ◎ 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進（文化市民局）<再掲>
- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）<再掲>
- 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進・公衆トイレの整備（環境政策局）
- ◎ 民泊通報・相談窓口の運営（産業観光局）
- 安心の買い物環境づくり事業（産業観光局）
- みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）<再掲>
- 屋外広告物の安全点検等の推進（都市計画局）
- 市営住宅における防犯環境設計の推進（都市計画局）
- 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）<再掲>
- 交通安全施設整備事業の推進（建設局）<再掲>
- 道路照明灯の設置（建設局）<再掲>
- ◎ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局，建設局）<再掲>
- 公園整備の推進（建設局）
- 総合的な自転車政策の推進（建設局）<再掲>
- ◎ 地下鉄駅構内の防犯カメラの活用（交通局）
- ◎ 地下鉄駅ホームへの注意喚起ラインの設置～線路への転落防止等対策～（交通局）
- ◎ 水道水で花いっぱい取組（上下水道局）<再掲>

<市民の取組方向例>

- 防犯や事故防止の視点を取り入れた住まいづくり

<事業者の取組方向例>

- 施設や設備の安全管理

(7) 犯罪や事故発生時の緊急体制

地域住民や観光旅行者などの安全を確保するために、犯罪や事故などの発生時に迅速な対応が取れるよう緊急体制の整備を推進する。

< 京都市の取組事業 >

- ◎ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 （文化市民局）<再掲>
- 暴力団排除条例の推進 （文化市民局）
- 消費者教育・消費者相談事業
（消費者教育の推進，消費生活情報の発信，消費生活相談など） （文化市民局）<再掲>
- 災害時における外国人支援 （総合企画局）
- 外国籍市民への情報提供 （総合企画局）<再掲>
- ◎ 多言語通訳体制 （総合企画局）
- ◎ 防災行動マニュアルの策定推進 （総合企画局）

< 市民の取組方向例 >

- ◎ 緊急時における生活安全に関する知識の習得

< 事業者の取組方向例 >

- ◎ 緊急時における従業員への生活安全に関する知識の習得

第5章 計画の推進及び進化

1 計画の推進

本計画は、生活安全施策に関する基本的な計画と取組の方向性を掲載しており、推進に当たっては、毎年度、本計画に基づく「実施計画」を策定し、具体的な生活安全に関する事業を着実に実施します。

なお、実施計画に掲載する事業は、第4章の生活安全の取組方向に準じて掲載するなど、推進状況や事業間同士の連携が分かりやすく掲載します。

また、関係団体・機関で構成する生活安全施策審議会を中心に、関係団体・機関などと連携、協力することにより、円滑かつ総合的な推進を図ります。

2 計画の進化

生活安全施策審議会を定期的を開催し、成果指標の進捗状況なども踏まえ、注力すべき取組を柔軟に変更するとともに、社会経済情勢の変化や将来像の実現に向けた戦術の変更などにより目標値も柔軟に見直します。

特に、成果指標における目標値については、他の分野別計画や生活安全施策に関する事業と整合性を図るなど、柔軟に見直すこととします。

京都市生活安全施策審議会委員名簿

敬称略

	石本 郁雄	(京都市少年補導委員会副会長)
	井上 恵津子	(京都市地域女性連合会常任委員)
	井上 摩耶子	(株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役)
	今野 圭子	(京都市PTA連絡協議会常任理事)
	宇津 克美	(京都商店連盟会長)
	片山 勉	(京都府警察本部交通部長)
	坂手 貴	(京都府警察本部生活安全部長)
	澤井 早和乃	(京都市保護司連絡協議会会長)
	菅原 邦美	(携帯電話市民インストラクター)
	菅原 啓眞	(京都市老人クラブ連合会副会長)
	土屋 健弘	(京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事)
	土山 希美枝	(龍谷大学政策学部教授)
	椿原 正人	(京都市防犯推進委員連絡協議会会長)
副会長	所 孝	(下京区市政協力委員連絡協議会代表幹事)
	富田 光代	(市民公募)
会長	成田 秀樹	(京都産業大学法学部教授)
	富名腰 由美子	(公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長)
	松村 泰弘	(京都市地域生徒指導連合会会長)
	三木 澄子	(NPO法人京都消費生活有資格者の会代表理事)
	水原 有香子	(市民公募)

主な経過

平成28年	1月	市民アンケート調査(見直しに向けた基礎資料)
平成28年	9月	第1回京都市生活安全施策審議会 見直し方向性について
	10月	第2回京都市生活安全施策審議会 計画素案について
		第3回京都市生活安全施策審議会 市民意見募集について
	12月	市民意見募集 ～1月19日
平成29年	2月	第4回京都市生活安全施策審議会 計画最終案について

第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】

平成29年2月

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館4階

電 話：075-222-3193 FAX：075-213-5539

(広報資料)

平成 31 年 3 月 22 日
京都市総合企画局
〔市長公室政策企画調整担当〕
TEL 222-3035

次期京都市基本計画策定のためのアンケート調査結果について

この度、京都市では、昨年 11～12 月に実施した標記アンケートの調査結果を取りまとめましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

この結果については、来年度に設置する京都市基本計画審議会での審議素材として、次期基本計画の策定に活用してまいります。

記

1 調査概要

(1) 調査目的

次期京都市基本計画の策定に向け、市民の生活実感や定住意向、京都の持つ都市の魅力やイメージ、京都市のまちづくりの課題についての意見など、市民の意識やニーズを探るために実施した。

(2) 調査対象

18 歳以上の京都市民 12,000 人（住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出）

(3) 調査方法

対象者に調査票を郵送

(4) 調査期間

平成 30 年 11 月 8 日（木）～12 月 3 日（月）

(5) 調査内容

「現在の生活」、「今後の生活」、「就労」、「住まい」、「身近な生活環境」、「地域での暮らしや活動」、「市政やまちづくり活動への参加」、「京都の持つ都市の魅力やイメージ」、「京都市が今後力を入れるべき施策」、「京都市の行財政改革」、「京都市の人口」、「京都市の将来」の 12 分野で計 20 問

※ 市民の意識の経年変化や現状を把握するため、現行基本構想・基本計画策定時のアンケート調査の質問を盛り込んだ。

(6) 有効回答数

4,290（有効回収率：35.8%）

2 アンケートの調査結果の主な特徴

● 日常生活への充実感や身近な生活環境に対する全体としての満足度が上昇

日常生活に充実感を感じている割合は平成 20 年度の調査（以下「前回調査」という。）から 8.3%上昇した（前回調査 65.2%→今回調査 73.5%）。

また、身近な生活環境に対する全体としての満足度も前回調査から 7.7%上昇した（53.9%→61.6%）。

● 理想の仕事として、「健康を損なう心配がない仕事」や「世の中のためになる仕事」が上昇し、「収入が安定している仕事」や「失業の心配がない仕事」が低下

理想の仕事について、前回調査から「健康を損なう心配がない仕事」が 5.4%（10.6%→16.0%），「世の中のためになる仕事」が 3.0%上昇した（9.6%→12.6%）。

一方、「収入が安定している仕事」が 11.6%（50.0%→38.4%），「失業の心配がない仕事」が 5.7%低下した（13.8%→8.1%）。

● 定住意向が上昇し、移転意向が低下

定住意向が 72.0%（前回調査 68.4%），移転意向が 20.4%（前回調査 25.0%）となっており、前回調査から定住意向は 3.6%上昇し、移転意向は 4.6%低下した。

● 「地域社会に対する考え方」として、隣近所との付き合いや地域の人々との交流は大切であると考えている人は多いものの、前回調査から肯定的な評価が低下

「隣近所との付き合い」は 79.7%（前回調査 82.1%），「自分の住んでいる地域の人々との交流」は 73.0%（前回調査 76.8%）が大切であると考えているものの、こうした地域社会に対する考え方については、前回調査から肯定的な評価が低下した。

● 京都を魅力的だと感じる割合が上昇

京都のまちを全体として魅力ある都市と感じる割合は、前回調査から 3.7%上昇した（51.0%→54.7%）。

※ 今回の調査結果の詳細は、以下の URL からご参照ください。

（URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000248683.html>）

<参考>平成 20 年度アンケート調査（前回調査）の概要

調査目的：現行の京都市基本計画の策定に当たり、今回調査と同じく、市民の意識やニーズを探るために実施。

調査対象：18 歳以上の京都市民 12,000 人

実施時期：平成 20 年 11 月～12 月

次期京都市基本計画策定のためのアンケート調査 報告書



平成31年3月
京都市

全設問の単純集計結果（自由記述を除く）

＜現在の生活について＞

【問 1】日常生活に＜充実感を感じている＞は 73. 5%，＜充実感を感じていない＞は 21. 7%

前回調査と比べ，＜充実感を感じている＞が上昇し，＜充実感を感じていない＞が低下

【問 2】充実感を感じる時は，「家族団らん」（48. 6%），「休養」（47. 2%），「趣味やスポーツ」（46. 9%）が上位

前回調査と比べ，「ゆったりと休養している時」が上昇している一方，「仕事に打ち込んでいる時」が低下

＜今後の生活について＞

【問 3】今後の生活の見通しは，「現在と変わらない」（32. 6%）が最も高く，次に「悪くなっていく」（32. 5%）が高い

前回調査と比べ，「良くなっていく」及び「わからない」が上昇し，「悪くなっていく」が低下

【問 4】今後の生活の仕方として，「物の豊かさ」と「心の豊かさ」のどちらに重きを置きたいのかは「いちがいには言えない」（41. 8%）が最も高い

前回調査と比べ，「心の豊かさ」が上昇し，「物の豊かさ」が低下

＜就労について＞

【問 5】理想の仕事は，「収入が安定している仕事」（38. 4%），「仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）ができる仕事」（31. 6%），「自分にとって楽しい仕事」（31. 1%）が上位

前回調査と比べ，「健康を損なう心配がない仕事」や「世の中のためになる仕事」が上昇している一方，「収入が安定している仕事」や「失業の心配がない仕事」が低下

＜住まいについて＞

【問 6】＜定住意向＞は 72. 0%，＜移転意向＞は 20. 4%

前回調査と比べ，＜定住意向＞が上昇し，＜移転意向＞が低下

【副問 6-1】定住理由は、「生活上便利なところ」(55. 9%), 「土地になじみや愛着がある」(31. 5%), 「現在の住宅に満足している」(26. 6%) が上位

前回調査と比べ, 「地震など自然災害の不安が少ないところ」や「生活上便利なところ」が上昇している一方, 「自然環境や広場・公園に恵まれている」, 「土地になじみや愛着がある」及び「歴史・文化に恵まれている」が低下

【副問 6-2】移転したい理由は, 「現在の住宅に不満がある」(40. 5%), 「生活上不便なところ」(22. 0%), 「土地になじみや愛着がない」(15. 3%) が上位

前回調査と比べ, 「生活上不便なところ」や「地震など自然災害の不安がある」が上昇している一方, 「現在の住宅に不満がある」などが低下

【副問 6-3】希望する移転先は, 市内が 51. 6%, 市外が 24. 6%

前回調査と比べ, <京都市外に移転したい>が上昇

<身近な生活環境について>

【問 7】身近な生活環境に対する全体としての<満足度>は 61. 6%, <不満度>は 7. 9%

前回調査と比べ, 「全体として」の<満足度>が上昇し, <不満度>が低下

<地域での暮らしや活動について>

【問 8】地域社会に対する考え方は, 「隣近所の人との付き合いは大切にしたい」

(79. 7%), 「自分の住んでいる地域の人々との交流は大切だと思う」(73. 0%), 「隣近所の人と困ったときの助け合いや一人暮らしのお年寄りの世話など積極的に支えあっていきたい」(64. 0%) が上位

前回調査と比べ, 全項目で肯定的な評価が低下

【問 9】愛着や誇りを感じているのは, 「京都市」(56. 4%), 「隣近所」(48. 5%), 「京都府」(42. 4%) が上位

前回調査と比べ, 「行政区」や「京都府」が上昇

【問 10】大切と感じる地域活動は, 「清掃活動」(82. 6%), 「防犯活動」(82. 0%), 「防災, 防火活動」(81. 9%) が上位

前回調査でも, 同 3 項目が上位

＜市政やまちづくり活動への参加について＞

【問 11】 市政やまちづくり活動に＜参加したい＞は 42. 7%, ＜参加したくない＞は 33. 5%

【副問 11-1】 参加希望分野は, 「健康づくり」(37. 9%), 「スポーツ・文化・レクリエーション活動」(34. 3%), 「地域の防犯・防災活動」(32. 9%) が上位

前回調査と比べ, 「スポーツ・文化・レクリエーション活動」や「健康づくり」が上昇している一方, 「自然保護・環境保全」や「学校教育・生涯学習」などが低下

【問 12】 市民参加の有効な手法は, 「まちづくりに関する情報や取組を積極的に公表する」(40. 7%), 「ワークショップ(気軽に意見が言い合える会合)など, 市民が参加しやすい方法を工夫する」(35. 5%), 「市民が主体的に取り組むまちづくり活動を積極的に支援する」(26. 6%) が上位

前回調査と比べ, 「まちづくり活動の拠点となる場所を増やす」が上昇している一方, それ以外の項目は低下

＜京都の持つ都市の魅力やイメージについて＞

【問 13】 京都の魅力は, 「散策する」(80. 3%), 「住む」(68. 9%), 「学ぶ」(63. 9%), 「食べる, 飲む」(56. 5%), 「心身を癒す」(53. 2%) が上位

前回調査と比べ, 「全体として」の「魅力がある」が上昇

また, 「商売をする」, 「働く」, 「安全に暮らす」, 「買物をする」及び「食べる, 飲む」などで「魅力がある」が上昇している一方, 「くつろぐ」や「心身を癒す」などで「魅力がある」が低下

【問 14】 京都の現在のイメージは, 「歴史環境の豊かな都市」(89. 2%), 「観光都市」(86. 7%), 「伝統産業の都市」(71. 7%), 「大学のまち, 学術研究の盛んな都市」(69. 4%), 「芸術性, 文化性豊かな都市」(64. 4%) が上位

前回調査と比べ, 「安心して暮らせる都市」や「経済力, 活力あふれる都市」など多くの項目で「そう思う」が上昇している一方, 「日本人の心のふるさとの都市」は「そう思う」が低下

【問 15】 京都の将来のイメージは、「安心して暮らせる都市」(50.4%),「町並みの美しい都市」(39.0%),「歴史環境の豊かな都市」(31.0%),「子育て・教育を大切にする都市」(20.2%),「経済力、活力あふれる都市」(19.3%)が上位

前回調査と比べ、「神社、仏閣などが多く歴史環境の豊かな都市」、「大学のまち、学術研究の盛んな都市」及び「子育て・教育を大切にする都市」などが上昇している一方、「日本人の心のふるさとの都市」、「経済力、活力あふれる都市」及び「環境問題の解決に積極的に貢献する都市」などが低下

＜京都市が今後力を入れるべき施策について＞

【問 16】 今後力を入れるべき施策は、「安全・消防・防災」(50.4%),「高齢者福祉」(40.4%),「健康・保健医療」(32.8%),「交通・道路」(28.4%),「子育て支援」(26.8%)が上位

前回調査と比べ、「交通・道路」、「安全・消防・防災」及び「子育て支援」などが上昇している一方、「高齢者福祉」、「健康・保健医療」及び「環境保全・自然保護」などが低下

＜京都市の行財政改革について＞

【問 17】 行財政改革として重視されていることは、「既存の事業や公共施設の見直しを図ること」(38.2%),「市政の透明化を図ること」(35.6%),「行政組織のスリム化を図ること」(34.8%)が上位

前回調査と比べ、「身近な要望にできるだけ対応できるように、区役所機能の充実に努めること」や「民間委託や民営化など民間活力の導入により、市が行う業務の簡素化を図ること」などが上昇している一方、「市職員の数を見直すなど行政組織のスリム化を図ること」や「職員の意識改革や政策立案能力の向上により、市役所の活性化を図ること」などが低下

【問 18】 市民負担と行政サービスの兼ね合いは「いちがいにはいけない」(47.9%)が最も高く、次に「市民の経済的負担を増やしてまで行政サービスを充実する必要はない」(33.0%)が高い

前回調査と比べ、「行政サービスを充実するためには、市民の経済的負担が増えることがあってもやむを得ない」が上昇し、「市民の経済的負担を増やしてまで行政サービスを充実する必要はない」が低下

＜京都市の人口について＞

【問 19】 人口については、「減少幅を最小限に抑えるべき」(34.8%)が最も高く、次に「現状程度を維持」(33.0%)が高い

前回調査と比べ、「人口については、現在より増加を図るべきだ」が上昇

第 1 章 調査概要

1 調査の目的と方法

(1) 調査目的

本調査は、次期京都市基本計画の策定に向け、市民の生活実感や定住意向、京都の持つ都市の魅力やイメージ、京都市のまちづくりの課題に関する意見など、市民意識や市民ニーズを探るために実施したものである。

(2) 調査対象

調査対象は、平成 30 年 9 月 1 日現在の住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出した、18 歳以上の京都市民 12,000 人（うち外国籍市民 410 人）である。

(3) 調査方法

調査票の配布及び回収は、郵送法により行った。なお、回収期間中に対象者全員に礼状兼督促状を送付し、回収率の向上に努めた。

(4) 調査期間

平成 30 年 11 月 8 日（木）～12 月 3 日（月）

(5) 回収結果

有効回収数：4,290（有効回収率 35.8%）

2 調査内容

(1) 調査方針

市民意識の現状を把握するとともに、平成 9 年度及び平成 20 年度に基本計画等の策定に当たって実施した「市民アンケート調査」との時系列比較等を行えるよう、調査項目を設計した（比較対象となる各種調査は下表のとおり）。

■比較対象となる各種調査

	調査名	実施主体	実施時期	調査の概要
前々回調査	21 世紀・京都グランドビジョン 市民 3 万人アンケート調査 (以下「H9 調査」という)	京都市	平成 9 年 11 月～12 月	調査対象数 30,000 人 対象年齢 18 歳以上 有効回収率 31.8%
前回調査	次期京都市基本計画策定のためのアンケート調査 (以下「H20 調査」という)	京都市	平成 20 年 11 月～12 月	調査対象数 12,000 人 対象年齢 18 歳以上 有効回収率 40.2%
全国調査	国民生活に関する世論調査 (以下「世論調査」という)	内閣府	平成 30 年 6 月～7 月	調査対象数 10,000 人 対象年齢 18 歳以上 有効回収率 59.7% 調査頻度（毎年実施）

(2) 調査項目

調査項目は下表のとおりである。

分野	設問	比較対象調査	
		過去調査	全国調査
		○ : H20 ◎ : H9, H20	
現在の生活について	問 1 日常生活の充実感	◎	世論調査
	問 2 充実感を感じる時	◎	世論調査
今後の生活について	問 3 生活の見通し	◎	世論調査
	問 4 今後の生活の仕方（物と心）	◎	世論調査
就労について	問 5 理想の仕事	○	世論調査
住まいについて	問 6 定住意向	◎	
	（副問）定住したい理由	◎	
	（副問）移転したい理由	◎	
	（副問）移転先希望	◎	
身近な生活環境について	問 7 身近な生活環境に対する評価（快適性，利便性，安全性）	◎	
地域での暮らしや活動について	問 8 地域社会に対する考え方	◎	
	問 9 居住地域に対する愛着や誇り	◎	
	問 10 地域活動に対する評価	○	
市政やまちづくり活動への参加について	問 11 市政やまちづくり活動への参加希望	○	
	（副問）市政やまちづくり活動への参加希望分野	○	
	（副問）市政やまちづくり活動に参加したくない理由		
	問 12 市政やまちづくり活動における有効な参加手法	○	
京都の持つ都市の魅力やイメージについて	問 13 京都の持つ都市の魅力	◎	
	問 14 京都の持つ都市のイメージ（現在）	◎	
	問 15 京都の持つ都市のイメージ（将来）	◎	
京都市が今後力を入れるべき施策について	問 16 京都市の施策の優先度	◎	
京都市の行財政改革について	問 17 京都市の行財政改革	◎	
	問 18 市民負担と行政サービスの兼ね合い	◎	
京都市の人口について	問 19 京都市の人口	◎	
京都市の将来について	問 20 京都市の将来	◎	

(3) 調査結果の精度について

今回の調査は、H9 調査及び H20 調査と同様、京都市民全員を対象とした「全数調査」でなく、市民全体から無作為抽出した一部の方を対象とした「標本調査」として実施している。

本調査の精度を示す信頼度 (*1) と標本誤差 (*2) は、下表のとおりである。

	信頼度	標本誤差（回答比率 50%程度の場合）		
全体	95%（*1）	±1.49%		
性別		男性	±2.38%	
		女性	±2.03%	
年代別		18～29 歳	±5.21%	
		30 歳代	±4.33%	
		40 歳代	±4.01%	
		50 歳代	±3.94%	
		60 歳代	±3.53%	
		70 歳代以上	±2.86%	
		行政区別	北区	±5.46%
			上京区	±6.00%
左京区			±4.69%	
中京区			±5.60%	
東山区			±9.11%	
山科区			±5.36%	
下京区			±6.72%	
南区			±5.94%	
右京区			±4.63%	
西京区			±4.65%	
伏見区	±3.52%			
（参考） 政府機関等の世論調査	95%	±3.00%程度		

*1 そのサンプル数がどれほど信頼できるものであるかを表すもの。信頼度 95%とは、同じアンケートを同じ条件で 100 回実施した場合でも、そのうちの 95 回は本調査と同じ結果になるということ。

*2 調査結果から全数調査の値を推定する場合に、考慮すべき統計上の誤差のこと。標本誤差は、標本数 (回答者) が少ないほど大きく、また、回答比率が低いほど大きくなる。例えば、「全体」の標本誤差±1.49%は、本調査のある項目の回答が 50%であった場合、「全数調査」における同じ項目の回答は 50%から±1.49%以内であるとみることができる。

(4) 報告書の記載内容について

○ 回答割合については、基本的に回答者総数を分母、各項目の回答者数を分子として算出した数値の小数点第二位を四捨五入したものを記載。

このため、回答割合の合計については、100%を超える場合がある。

○ 項目の良し悪しを3段階又は5段階で評価する設問（設問7、8、9、10、13、14）については、加重平均得点（*3）を算出しており、得点が高いほど、評価がよいことを示している。

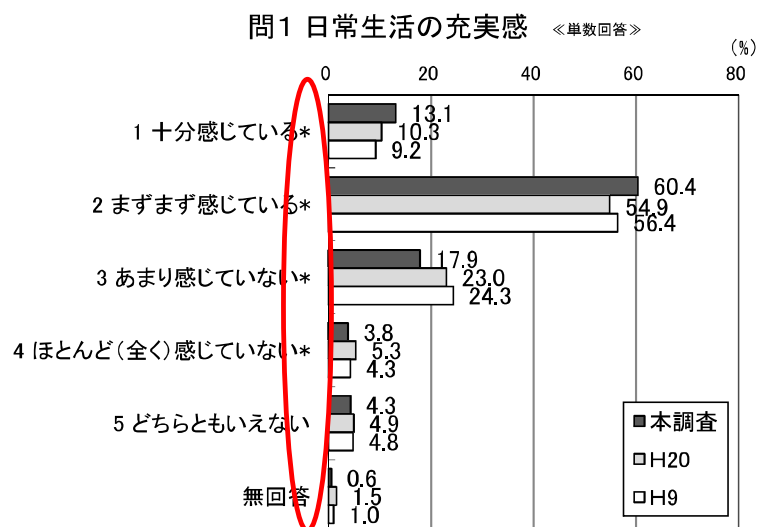
なお、3段階評価の最高得点は3点、5段階評価の最高得点は5点である。

*3 評価ごとに得点をつけ（例：良い⇒5点、普通⇒3点、悪い⇒1点）、各得点とその評価を行った回答者数の積の和を、全回答者数で除したものを。

○ グラフ、表中の*（アスタリスク）は、統計学的な検定の結果、有意な差があると認められたものを示している。

（例）以下のグラフで、*が付いている項目は、H20調査の回答と比べ、有意な差があると認められた項目である。

一方、*が付いていない項目は、H20調査の回答と比べ、有意な差があると認められなかった項目である。



○ 本調査の集計結果における「高い（低い）」、「上昇（低下）」などは、統計学的な検定の結果、有意な差があると認められた項目に関して記載している。

3 回答者の属性

京都市の住民基本台帳人口
(18歳以上)(平成30年10
月1日現在)から算出

(1) 性別

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考	
			京都市全体 (%)	H20調査 (%)
男	1,689	39.4	46.8	41.5
女	2,325	54.2	53.2	56.6
その他	0	0.0	—	—
無回答	276	6.4	—	1.9
合計	4,290	100.0	100.0	100.0

(2) 年齢

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考	
			京都市全体 (%)	H20調査 (%)
18～29歳	352	8.2	15.6	10.7
30歳代	510	11.9	13.7	15.4
40歳代	597	13.9	17.6	14.4
50歳代	618	14.4	14.6	16.5
60歳代	768	17.9	14.2	21.4
70歳代以上	1,173	27.3	24.3	20.0
無回答	272	6.3	—	1.5
合計	4,290	100.0	100.0	100.0

(3) 国籍

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考	
			京都市全体 (%)	H20調査 (%)
日本	3,870	90.2	96.6	95.9
外国	74	1.7	3.4	1.9
無回答	346	8.1	—	2.3
合計	4,290	100.0	100.0	100.0

(4) 住所

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考	
			京都市全体 (%)	H20 調査 (%)
北区	320	7.5	7.9	9.2
上京区	265	6.2	5.5	5.7
左京区	435	10.1	11.0	12.3
中京区	305	7.1	7.6	7.0
東山区	115	2.7	2.6	2.7
山科区	333	7.8	9.2	10.2
下京区	212	4.9	5.6	5.5
南区	271	6.3	7.1	3.7
右京区	535	12.5	13.8	13.5
西京区	441	10.3	10.3	10.8
伏見区	771	18.0	19.4	17.6
無回答	287	6.7	—	1.8
合計	4,290	100.0	100.0	100.0

(5) 職業

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考
			H20 調査 (%)
自営業（家族従業者を含む）・自由業	460	10.7	14.0
会社員・公務員など（正社員）	1,081	25.2	25.6
会社員・公務員など （正社員以外のパート、アルバイトなど）	645	15.0	12.4
主婦・主夫	766	17.9	21.6
無職（専業の主婦・主夫を除く）	689	16.1	15.3
学生	156	3.6	3.3
その他	196	4.6	5.7
無回答	297	6.9	2.1
合計	4,290	100.0	100.0

(6) 住居

区分	件数 (人)	比率 (%)	参考
			H20 調査 (%)
持家(一戸建住宅)	2,444	57.0	63.5
持家(マンション等)	586	13.7	11.1
民間賃貸住宅(一戸建住宅)	134	3.1	4.5
民間賃貸住宅(マンション等)	559	13.0	11.1
公的賃貸住宅(公営・公社等)	153	3.6	4.7
給与住宅(社宅・寮・官公舎等)	57	1.3	1.7
その他	69	1.6	1.4
無回答	288	6.7	1.8
合計	4,290	100.0	100.0

(7) 世帯

区分			件数 (人)	比率 (%)	参考
					H20 調査 (%)
単身			679	15.8	14.3
夫婦のみ			1,233	28.7	27.4
2 世代			1,810	42.2	46.8
	回答者の 属性	親	1,165	64.4	58.6
		子ども	454	25.1	27.2
		無回答	191	10.6	14.3
3 世代			189	4.4	7.6
	回答者の 属性	親	57	30.2	24.9
		子ども	75	39.7	44.1
		孫	23	12.2	12.3
		無回答	34	18.0	18.6
その他			83	1.9	1.6
無回答			296	6.9	2.3
合計			4,290	100.0	100.0

住まいについて

問6 定住意向

あなたは、今お住まいのところに将来もずっと住み続けたいと思われますか。次の項目の中から、あなたのお考えに近いものを1つ選んでください。

■＜定住意向＞は 72. 0%，＜移転意向＞は 20. 4%

※ ＜定住意向＞は「1 住み続けたい」と「2 できれば住み続けたい」の合計，＜移転意向＞は「3 移りたい」と「4 できれば移りたい」の合計

《全体の傾向》

＜定住意向＞は 72. 0%，＜移転意向＞は 20. 4%である。

また、H20 調査と比べ、＜定住意向＞が上昇し、＜移転意向＞が低下している。

《性別》

男女ともに＜定住意向＞が70%を超えている。

《年代別》

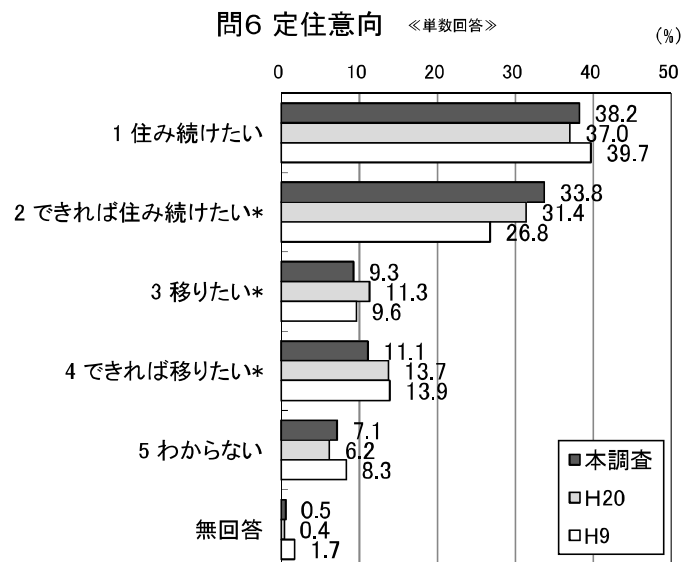
全ての年代で＜定住意向＞が＜移転意向＞を上回っている。

また、年齢が高くなるにつれ、＜定住意向＞が上昇し、＜移転意向＞が低下している。

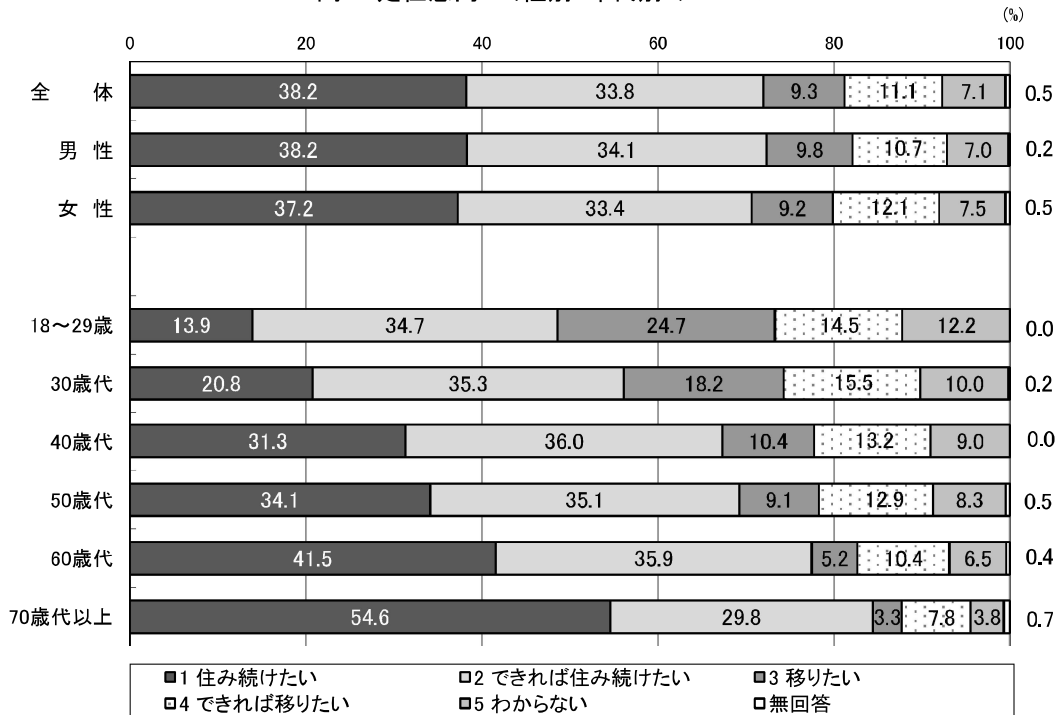
《行政区別》

全ての行政区で＜定住意向＞が＜移転意向＞を上回っている。

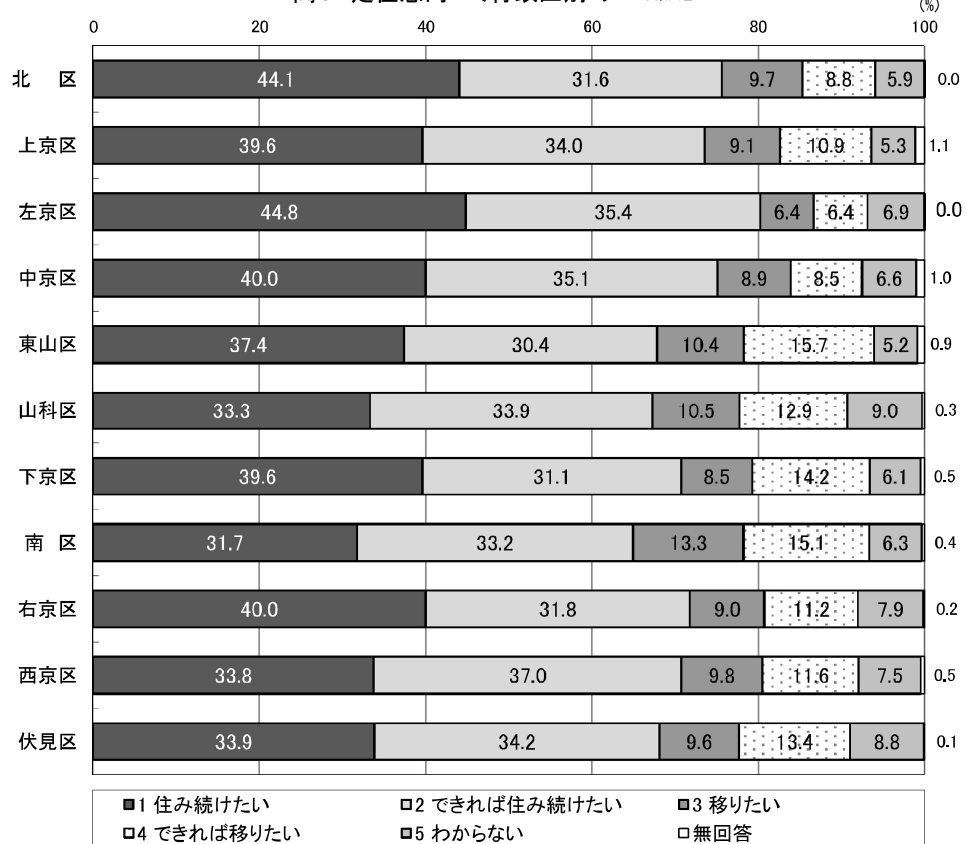
母数=4, 290



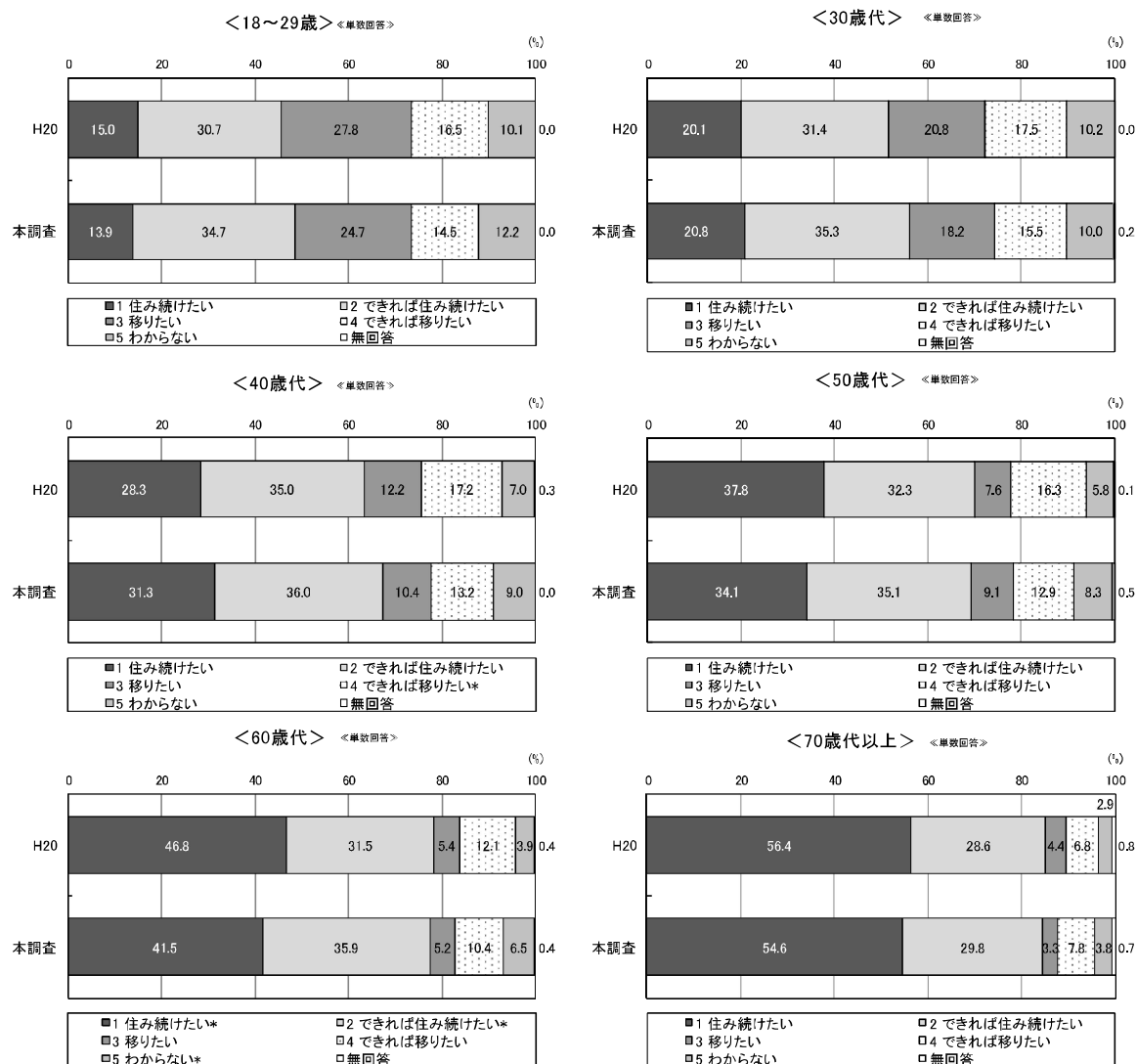
問6 定住意向 <性別・年代別*> 《単数回答》



問6 定住意向 <行政区別*> 《単数回答》



問6 定住意向 <年代別・経年比較>



問 10 地域活動に対する評価

次の地域活動について、あなたはどのように感じておられますか。次の（ア）～（オ）の各項目について、それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。

■ 大切と感じる地域活動は、「清掃活動」（82.6%）、「防犯活動」（82.0%）、「防災、防火活動」（81.9%）が上位

※ 各項目の数値は「1 大切である」と「2 どちらかといえば大切である」の合計

《全体の傾向》

「1 大切である」と「2 どちらかといえば大切である」の合計が高い上位3項目は「（ウ）清掃活動」（82.6%）、「（イ）防犯活動」（82.0%）、「（ア）防災、防火活動」（81.9%）である。
この3項目はH20調査の上位3項目と同じである。

《性別》

男女とも、大切であると感じる上位3項目は、全体の上位3項目と同じ項目である。

また、女性は男性より「（エ）伝統行事・レクリエーション活動」を除く全ての項目について、大切であると感じている。

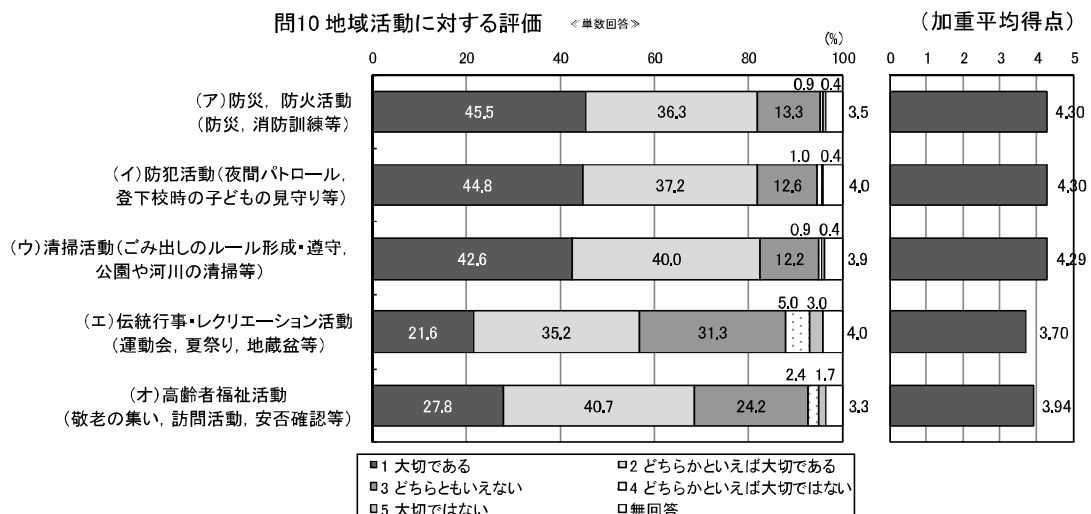
《年代別》

全ての年代で、大切であると感じる上位3項目は全体の上位3項目と同じ項目である。

《行政区別》

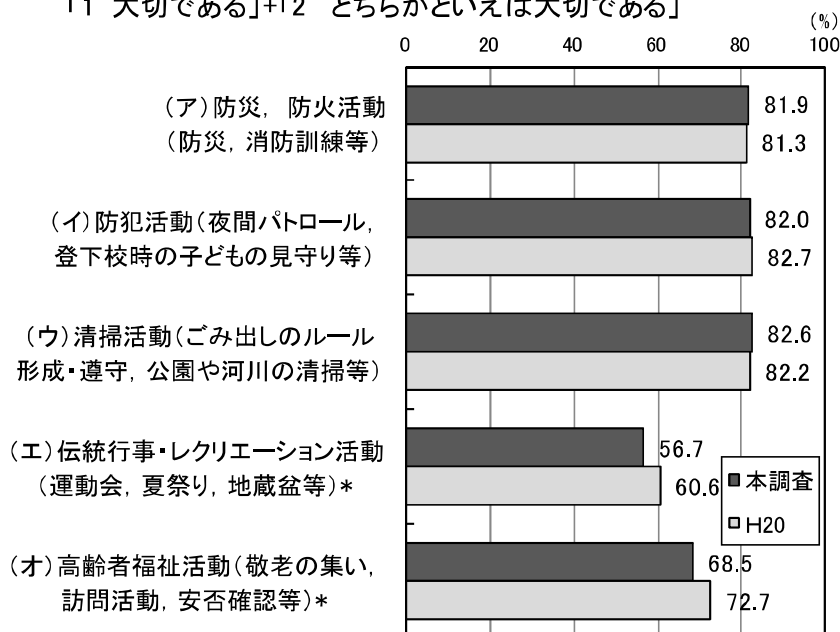
全ての行政区で、大切であると感じる上位3項目は全体の上位3項目と同じ項目である。

母数=4,290

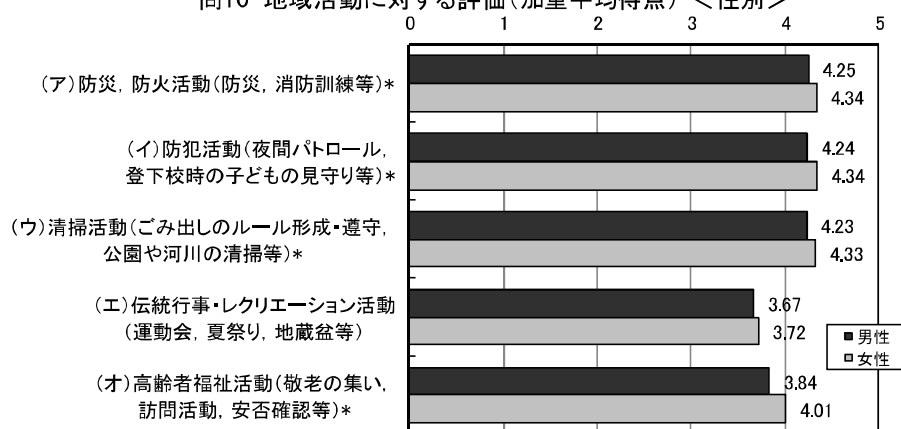


問10 地域活動に対する評価
「1 大切である」+「2 どちらかといえば大切である」

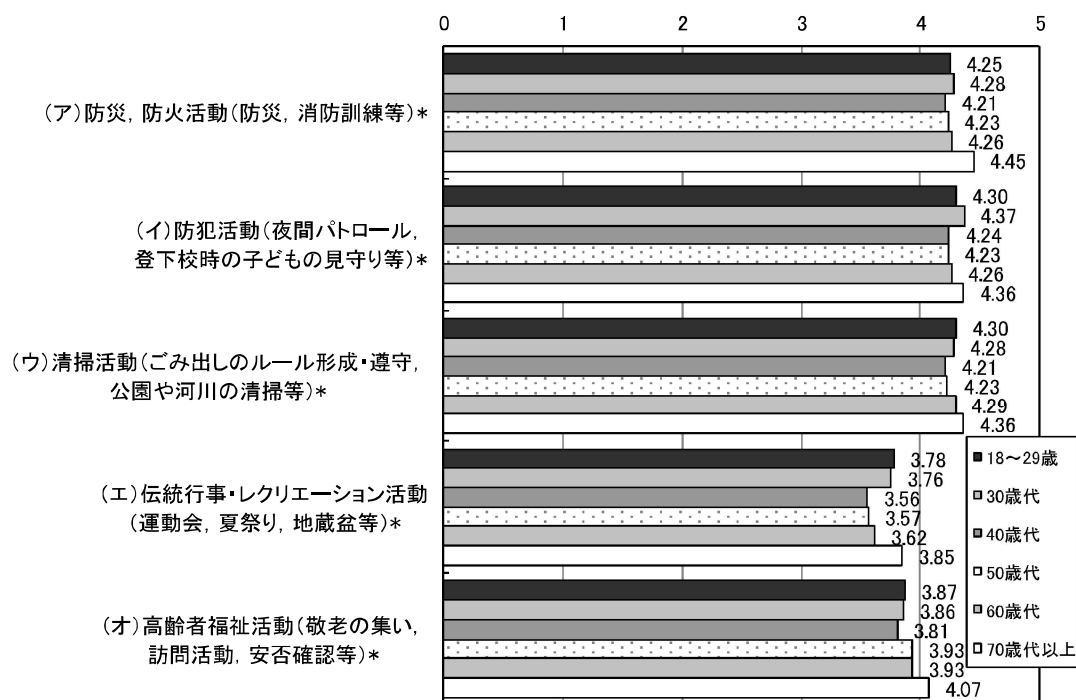
《単数回答》



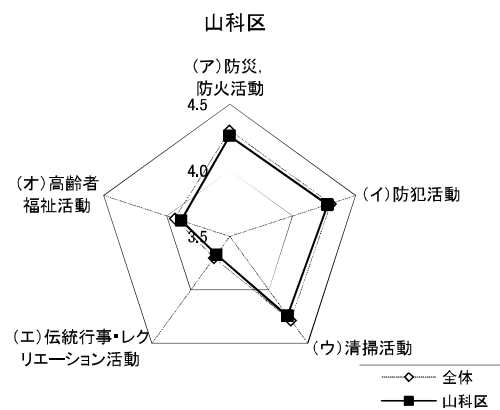
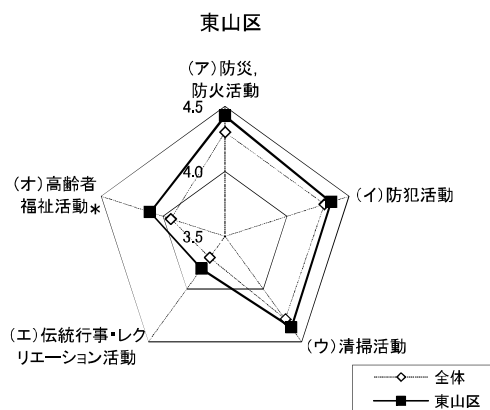
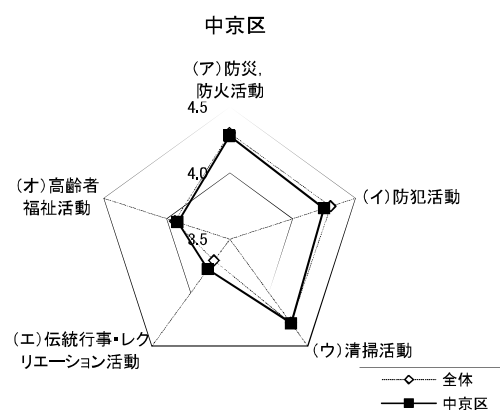
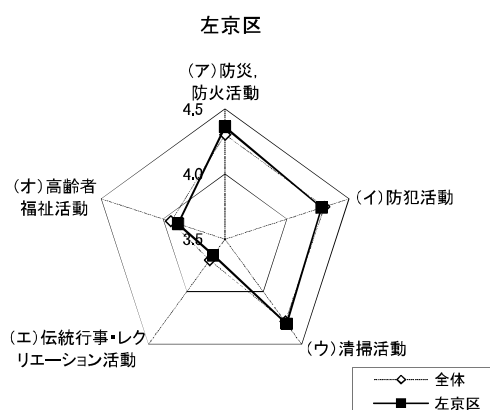
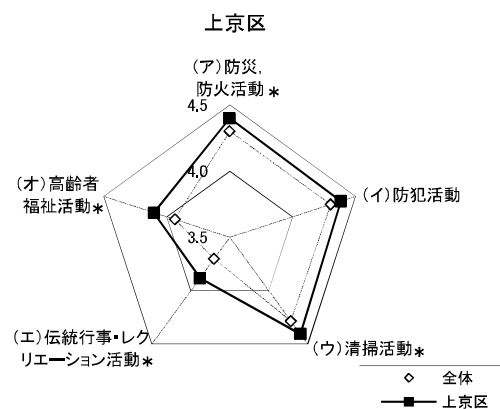
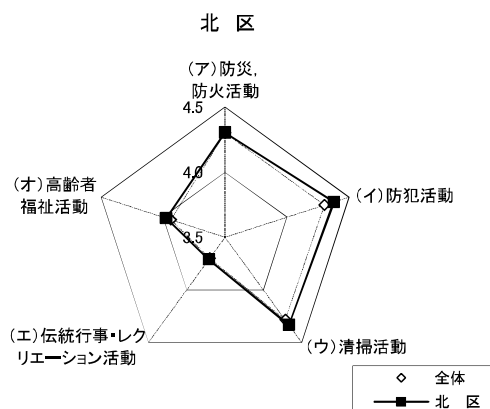
問10 地域活動に対する評価(加重平均得点) <性別>

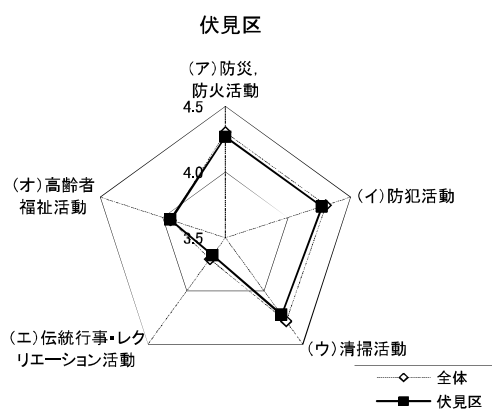
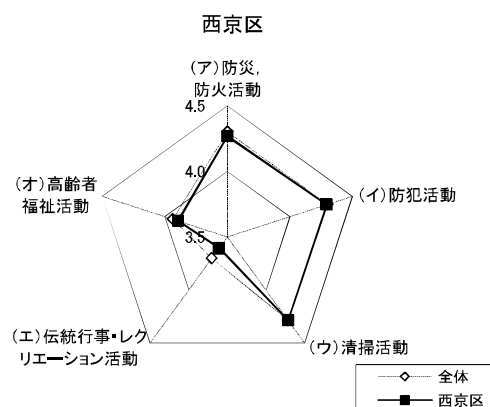
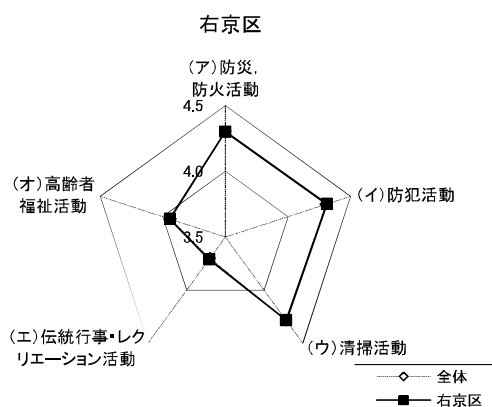
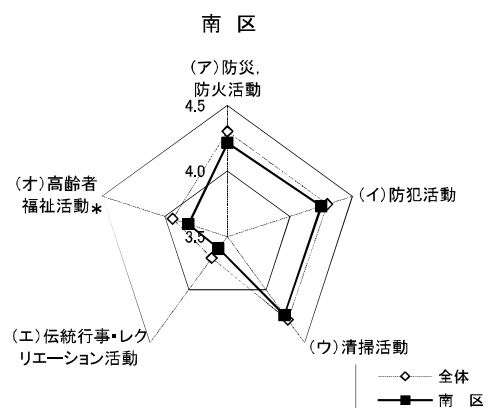
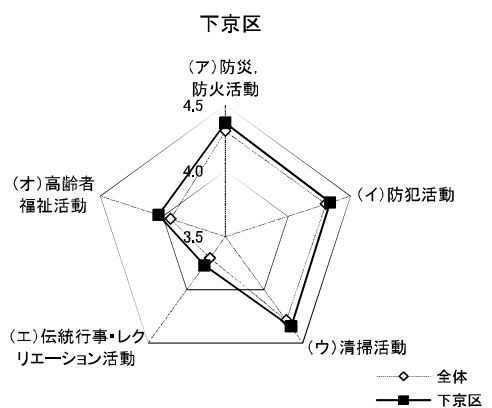


問10 地域活動に対する評価(加重平均得点) <年代別>



問 10 地域活動に対する評価(加重平均得点) <行政区別>





市政やまちづくり活動への参加について

問 11 市政やまちづくり活動への参加希望

あなたは、市政やまちづくり活動への参加について、どのようにお考えですか。次の項目の中から、あなたのお考えに近いものを1つ選んでください。

■ 市政やまちづくり活動に＜参加したい＞は 42.7%，＜参加したくない＞は 33.5%

※ ＜参加したい＞は「1 参加したい」と「2 できれば参加したい」の合計，＜参加したくない＞は「3 できれば参加したくない」と「4 参加したくない」の合計

《全体の傾向》

＜参加したい＞は 42.7%，＜参加したくない＞は 33.5%である。

《性別》

男女ともに＜参加したい＞が＜参加したくない＞を上回っている。

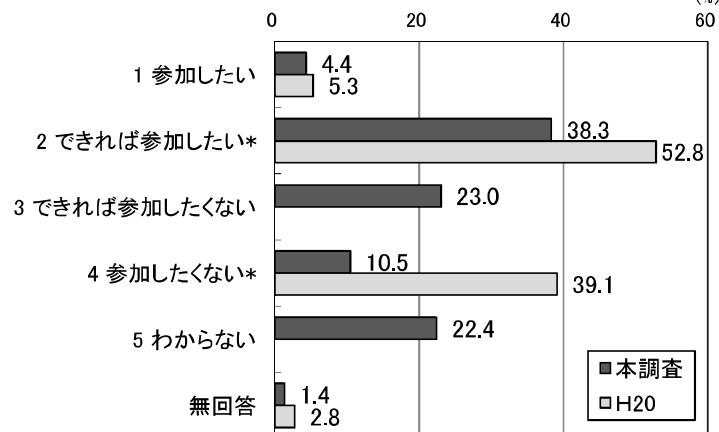
また、男性は女性より＜参加したい＞が高い。

《年代別》

＜参加したい＞は、他の年代と比べ、70 歳代以上が最も高い。

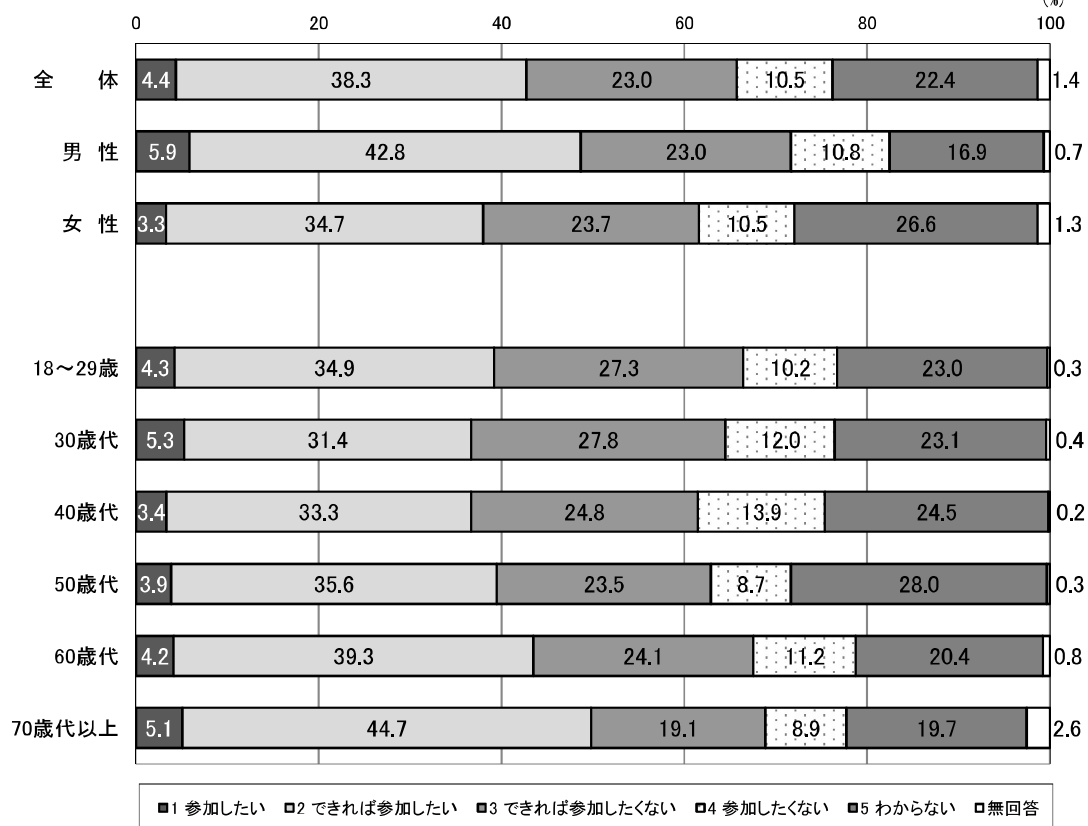
母数=4,290

問11 市政やまちづくり活動への参加希望 《単数回答》 (%)



※ 「3 できれば参加したくない」、「5 わからない」については、本調査から新たに設けた項目のため、単純に経年比較はできない。

問11 市政やまちづくり活動への参加希望 <性別*・年代別*> <単数回答> (%)



問 11-1（副問） 市政やまちづくり活動への参加希望分野

問 11 で市政やまちづくり活動への参加について「1 参加したい」又は「2 できれば参加したい」とお答えの方のみにおたずねします。あなたは、まちづくりや地域の身近な課題に関して、ご自身の持つ知識や経験をどのような分野に生かすことができると思いますか。次の項目の中から、当てはまるものを全て選んでください。

■参加希望分野は、「健康づくり」(37.9%)、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」(34.3%)、「地域の防犯・防災活動」(32.9%)が上位

《全体の傾向》

回答割合が高い上位 3 項目は「6 健康づくり」(37.9%)、「3 スポーツ・文化・レクリエーション活動」(34.3%)、「2 地域の防犯・防災活動」(32.9%)である。

また、H20 調査と比べ、「3 スポーツ・文化・レクリエーション活動」や「6 健康づくり」が上昇している一方、「7 自然保護・環境保全」や「4 学校教育・生涯学習」などが低下している。

《性別》

男性の回答割合が高い上位 3 項目は、順位は異なるものの、全体の上位 3 項目と同じ項目である。また、男性は女性より「2 地域の防犯・防災活動」や「7 自然保護・環境保全」が高い。

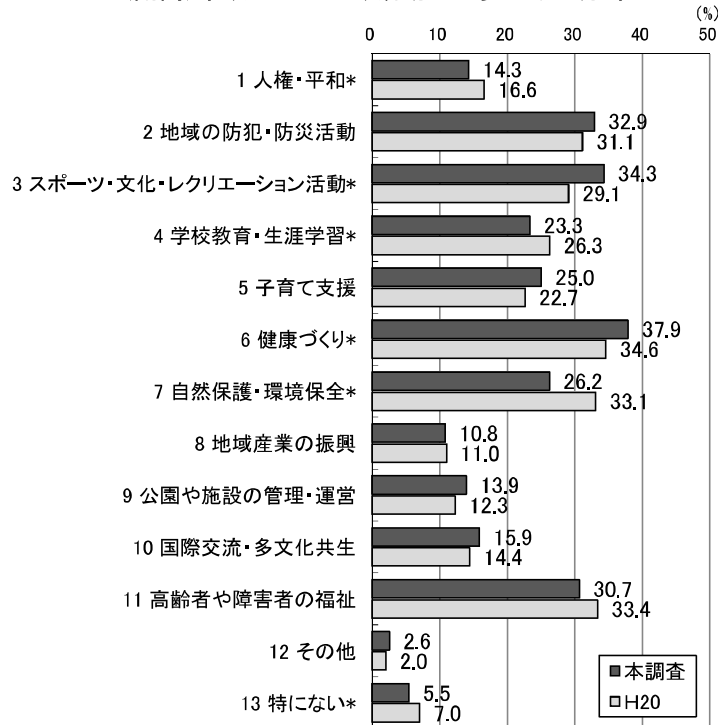
女性の回答割合が高い上位 3 項目については、2 項目は全体と同じ項目であるものの、回答割合が 2 番目に高い項目は「5 子育て支援」となっている。また、女性は男性より「5 子育て支援」が高い。

《年代別》

18～29 歳、40 歳代及び 50 歳代は「3 スポーツ・文化・レクリエーション活動」、30 歳代は「5 子育て支援」、60 歳代及び 70 歳代以上は「6 健康づくり」が最も高い。

母数=1, 833

(副問) 市政やまちづくり活動への参加希望分野 《複数回答》

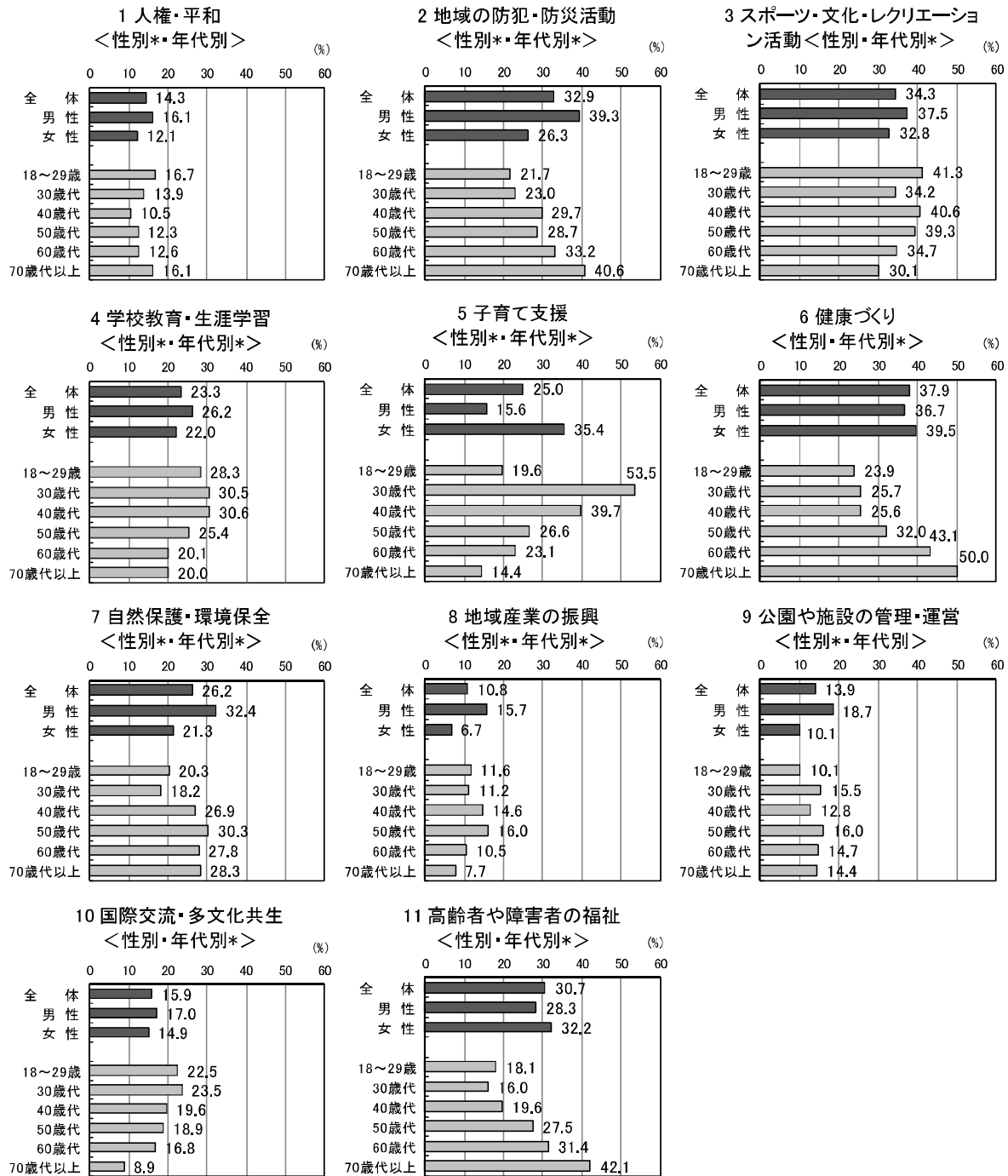


(副問) 市政やまちづくり活動への参加希望分野 (上位3位) <性別・年代別>

(%)

	第1位	第2位	第3位
全 体	6 健康づくり 37.9	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 34.3	2 地域の防犯・防災活動 32.9
男 性	2 地域の防犯・防災活動 39.3	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 37.5	6 健康づくり 36.7
女 性	6 健康づくり 39.5	5 子育て支援 35.4	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 32.8
18～29 歳	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 41.3	4 学校教育・生涯学習 28.3	6 健康づくり 23.9
30 歳代	5 子育て支援 53.5	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 34.2	4 学校教育・生涯学習 30.5
40 歳代	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 40.6	5 子育て支援 39.7	4 学校教育・生涯学習 30.6
50 歳代	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 39.3	6 健康づくり 32.0	7 自然保護・環境保全 30.3
60 歳代	6 健康づくり 43.1	3 スポーツ・文化・レクリエーション活動 34.7	2 地域の防犯・防災活動 33.2
70 歳代 以上	6 健康づくり 50.0	11 高齢者や障害者の福祉 42.1	2 地域の防犯・防災活動 40.6

(副問) 市政やまちづくり活動への参加希望分野 <<複数回答>>



問 11-2（副問） 市政やまちづくり活動に参加したくない理由

問 11 で市政やまちづくり活動への参加について「3 できれば参加したくない」又は「4 参加したくない」とお答えの方のみにおたずねします。あなたが、参加したくないと考える理由をお書きください。

《主なご意見》（自由記述）

	概要
時間が取れない・多忙等	・ 仕事で忙しくて参加できないため。 ・ 子育てで手一杯なため。 ・ 仕事と育児の両立で他の活動をする暇がないため。 ・ 親の介護の都合で参加できないため。
健康面・年齢面	・ 障害を抱えており、満足に活動できるか心配なため。 ・ 高齢のため、体力的に無理だと思うため。 ・ 老人が出て足手まといになるため。
労力がかかる・面倒である等	・ 面倒そうなイメージを持っているため。 ・ 一度参加すると、ずっと続けなければならなくなるため。 ・ 参加による心身の負担がわからないので不安であるため。
人間関係	・ 意見の対立時の場の取め方に不安があるため。 ・ 参加すれば上の人の一方的な意見を押し付けられるため。 ・ 人間関係が円滑であればよいが、悪くなれば悩みの種が増すため。 ・ あまり人との付き合いが得意ではないため。
他の活動に時間を費やしたい等	・ 現時点では他に優先してやりたいことがあるため。 ・ 休日は家で休みたいため。 ・ 余った時間は趣味などに費やしたいため。
参加しても変わらない等	・ 参加して良かったと心から思えた体験がないため。 ・ 参加して頑張っても意見が反映されることはなく、市民の生活が変わらないのに参加する理由が見えてこないため。
興味・関心がない等	・ 面白そうではないため。 ・ ボランティア活動には興味がないため。
具体的な内容がわからない等	・ まちづくり活動と言われても、よくわからないため。 ・ どんなことをするのが具体的にわからないため。
地域に愛着がない・つながりがない等	・ 地域住民との関わりがないため。 ・ 京都が好きではないため。
市政やまちづくりに役立てない等	・ 自分の知識、経験が生かされるとは思わないため。 ・ 参加しても役に立てないと思うため。

京都市の将来について

問 20 京都市の将来

その他、京都の将来について、ご自由にお書きください。

《主な御意見》（自由記述）

政策分野	概要
1 環境	・ ゴミを減らす取組を進めてほしい。 ・ 外国人観光客によるゴミ捨てのマナーが悪いと感じる。 ・ 観光地は清掃されているが、住宅地に入るとゴミが多くなっていると思う。 ・ 自然保護を進めてほしい。
2 人権・男女共同参画	・ 会社や大学等でのパワハラを改善してほしい。 ・ ワークライフバランスを改善してほしい。 ・ 女性の活躍をフォローする体制が整っていないと思う。 ・ 高齢者や障害者を差別しない都市であってほしい。
3 青少年の成長と参加	・ 若年層におけるドラッグ浸透が不安である。
4 市民生活とコミュニティ	・ 豊かな人間関係を築けるまちであってほしい。 ・ 町内の住人の高齢化により町内会の役員の担い手が少なく、若い住人の負担が大きくなっている。自治会活動の見直しも考えてほしい。 ・ 子どもから高齢者までが交流できる場を増やしてほしい。
5 市民生活の安全	・ 路上喫煙の対策を進めてほしい。 ・ 交通安全を遵守できていない人が多いように感じる。
6 文化	・ 京都の伝統や文化など、京都ブランドを守ってほしい。 ・ 寺社仏閣などの保全に力を入れてほしい。 ・ 古いものと新しいものの共存を目指してほしい。
7 スポーツ	・ 子どもたちがスポーツを楽しめる場所を作してほしい。 ・ 他府県に比べてスポーツ施設が貧弱だと思う。
8 産業・商業	・ 京都市内で働く若者を増やしてほしい。 ・ 外国人労働者の雇用環境を改善してほしい。 ・ 商店街の活性化を進めてほしい。
9 観光	・ 市民が観光しづらくなっているように感じる。 ・ 観光客の増加で通勤や通学に使う公共交通の利便性が低くなったと思う。 ・ 観光客が多すぎる。観光客のマナー向上への取組を進めてほしい。 ・ 観光政策の質をより一層高める必要があると思う。 ・ 宿泊施設が増えすぎているように思う。 ・ 民泊などが増えて、治安に不安を感じる。
10 農林業	・ 第一次産業の活性化を進めてほしい。 ・ 野生鳥獣による農作物被害への対策を進めてほしい。
11 大学	・ 日本有数の学術都市として、大学との連携を進めてほしい。 ・ 大学と企業の協働を推進する制度を作してほしい。
12 国際化	・ 日本だけでなく、世界からも憧れる京都市であってほしい ・ もっと外国人を受け入れやすい環境を作してほしい。 ・ 多文化共生社会を実現してほしい。
13 子育て支援	・ 子育て世代が住みやすくなるような政策を充実させてほしい。 ・ 保育料が高すぎるので安くしてほしい。 ・ 子どもの医療費をもっと安くしてほしい。

政策分野	概要
14 障害者福祉	・ 障害者支援施設を増やしてほしい。 ・ 障害者が自立できるよう、障害者の雇用を増やしてほしい。 ・ 障害者にとって使いやすい公共交通を実現してほしい。
15 地域福祉	・ 高齢者が地域の催しや健康づくりの企画に参加しにくいと思う。 ・ 高齢者と子どもたちとの交流を通じて高齢者の孤独を無くしてほしい。
16 高齢者福祉	・ 高齢者が生活しやすいようなまちづくりを進めてほしい。 ・ 高齢者が施設に入所するまでに、予防できるような場所が欲しい。 ・ シルバー人材の活用を進めてほしい。 ・ 学生と高齢者が交流するまちづくりも考えてほしい。
17 保健衛生・医療	・ 健康寿命日本一を目指し、医療費も日本一少ない都市を実現してほしい。 ・ 民泊の増加により騒音やゴミの散乱など住環境に悪影響が出ていると思う。
18 学校教育	・ 将来を担う子どもたちの教育を充実させてほしい。 ・ 公立小中学校の建物が古くて見栄えが悪いと感じる。 ・ 教員の質を高めてほしい。
19 生涯学習	・ 社会人が勉強できるような施設が欲しい。
20 歩くまち	・ 歩道の整備を進めてほしい。 ・ 市バスと地下鉄の本数を増やすなど、利便性を高めてほしい。 ・ 市バスの運転が危ない時がある。安全運転を心がけてほしい。 ・ 自転車道の整備を進めてほしい。 ・ 自転車のマナーの悪さが目立ち、大変歩きづらいと感じる。 ・ 駐車場が少ないために路上駐車が多くなっているように思う。
21 土地利用と都市機能配置	・ 空き地の活用を進めてほしい。 ・ 寺社仏閣、自然以外でも楽しめる場所を作してほしい。
22 景観	・ 歴史を感じさせる町並みや景観が多く残るまちであってほしい。 ・ 無電柱化を進めてほしい。 ・ 町家とビルが混在している。パリのよう揃えてほしい。
23 建築物	・ 防災、安全のために、現在の狭い道に接する住居の敷地を出し合い、道路幅員を拡大することが必要だと思う。
24 住宅	・ 地価の高騰により住宅を買えない人が多くなっているように思う。 ・ 空き家が増加しているので対策してほしい。
25 道と緑	・ 道路交通を充実させてほしい。 ・ 自然公園を充実させてほしい。 ・ 街灯が少なく夜が暗いので、街灯を設置してほしい。
26 消防・防災	・ 防災を充実させてほしい。 ・ 避難所まで安全に到達できるルートを確保してほしい。 ・ 災害に強い京都市を実現してほしい。
27 暮らしの水	・ 水道事業は民営化しないでほしい。 ・ 大雨が多くなっているので治水に力を入れてほしい。

<行政経営の大綱>

基本方針	概要
参加と協働による 市政とまちづくり の推進	・ これまで以上に行政と市民の協働体制の構築が必要である。行政のやるべきこと、市民のやるべきことを明確化してほしい。 ・ 若い人やさまざまな観点からの意見を聞いてほしい。 ・ 若い世代が選挙に行きたくするような方法を考えてほしい。
情報の公開・共有 と行政評価の推進	・ 京都市の計画・政策について、市民にわかりやすく情報を伝えてほしい。 ・ 全ての事業においての情報公開，資金の使い道の透明化を進めてほしい。
持続可能な行財政 の確立	・ 不要な支出を減らすよう努力してほしい。 ・ 民間活力の導入を進めてほしい。 ・ 観光で得られた収入をもっと市政に活用してほしい。 ・ 京都市が危機的な財政状況とは知らなかった。もっとわかりやすく，なぜ悪くなっているのかを説明してほしい。
一層信頼される市 役所づくりに向け た組織の改革と人 材の育成，市役所 庁舎の整備	・ 職員の質を高めてほしい。 ・ 公務員の給与削減，人員削減を進めてほしい。